

東京青年司法書士協議会 2022活動報告

1. 委員会活動

◎プロボノ委員会

- ・毎月恒例のつながる総合相談会・研修会
- ・児童養護施設（広尾フレンズ、エンジェルサポートなど）での法律教室
- ・フードパントリー相談会

◎性的指向及び性自認に関する委員会

- ・東京レインボープライド（TRP）2022
4月22日～24日 有志で参加した。

◎広報委員会

- ・フェイスブック等での活動報告

2. 東京青司協主催の研修会・講演会

3月25日 司法書士が社会福祉士、精神保健福祉士の資格を取得することについての勉強会

6月16日 今さら聞けない「相続」勉強会

8月10日 今さら聞けない「戸籍の読み方」勉強会

9月21日 L G B T Q家族・支援者と子育てについてのオンライン勉強会

9月25日 養育費電話相談会の事前研修（動画視聴）

10月 8日 裁判実務研修「認定司法書士の事件簿～実務の現場から～」

11月18日 六青会合同研修「相続登記義務化と相続土地国庫帰属制度」

12月17日 座談会 司法書士試験合格、その後

2023年（予定）

2月 2日 「DV防止法と登記業務」（仮）についての勉強会

3. 新合格者・新人対象の企画

4月2日 実務入門研修会「基礎からの不動産登記実務～
寸劇を交えた立会ゼミナール～」

5月20日 事務所見学会

8月20日 研修会「定款作成から会社設立登記について」

12月17日 座談会「司法書士試験合格、その後」

(埼玉青司協と共催)

新合格者を対象に、試験合格の後に感じた悩みや不安、
気をつけるべき点、今後の進路などを青司協会員が座談会
形式でざくばらんに語り合う。

4. 相談活動

(1) 全国一斉電話相談会

1月30日 全国一斉生活保護110番（全青司共催）

9月25日 全国一斉養育費相談会（全青司共催）

(2) ひきこもり支援者連絡会

9月23日 三鷹ひきこもり合同相談会

社協、親の会、地域包括などの関係団体と合同で相談会を実施した。

(3) フードパントリー相談会

毎月1回、第3土曜日に開催

4. 相談活動

(4) つながる総合相談会（共催）

弁護士、税理士、社労士、宅建業者、ボランティアなどと協力して、「生活困窮者」や「路上生活者」などの救済に取り組むワンストップ相談会を毎月開催している。

2022年度は、毎月2回程度、池袋の区民センターや日司連ホールを使用して総合相談会（対面&WEB）を実施してきた。

毎回、30～40件程度の相談がある。

年末にはパルシステムから供出してもらった食料品の配布活動も実施した。

本人に
どう接したら
良いの？

主催 三鷹ひきこもり支援者連絡会

働くように
言っているが嘘で
なってしまう

第3回 三鷹ひきこもり 合同相談会

親の退職後
考えると心

どうすれば
支援につな
がれますか？

社会状況や
構造のどこに
課題があるのか

参加団体 地域包括
支援センター
特定非営利活動法人
文化学習協同ネットワーク
特定非営利活動法人
楽の会リーラ
任意団体
みたか親の会
株式会社
M.Crew
東京青年
司法士協議会
特定非営利活動法人
ウィッシュ・プロジェクト
社会福祉法人
三鷹市社会福祉協議会

人との関
関わる時
時間を増
増やあげ

現状の
ひきこもり支援
を知りたい

三鷹でそれぞれの
専門性を活かして
ひきこもり支援を
行っている9団体
この日に勢揃い！

次への鍵がここにある！

9/23
午後1時～4時

日時 場所

(祝・金)

みたか
ボランティア
センター
2階会議室
三鷹市上連雀
8-3-10
上連雀分庁舎



この状態から
助け出さないと
いけないと思う
どうすれば？

定員

10組

親無きあ
問題、遺産の
法や制度にか
心配です

親は介護が
必要になりつ
つある

ひきこもりや不登校の当事者、経験者、家族、支援者の皆様へ

詳細は裏面へ

第3回 三鷹ひきこもり 合同相談会

対象 ひきこもりや不登校の当事者、経験者、家族、支援者など

相談時間 1組 45分(①1時～ ②2時～ ③3時～)

相談員 1組に対し複数の関係団体が相談に応じます。

申込み方法 みたかボランティアセンターに9/20(火)までに
メールまたは電話でお申込みください。

参加団体(相談員:三鷹ひきこもり支援者連絡会メンバー)

特定非営利活動法人 楽の会リーラ

<http://rakukai.com/>

ひきこもり家族会「学習会、グループ・個別相談と社会参加支援」

支えあいの精神に基づき、ひきこもりの状態にある家族(本人を含
む)同士励まし合い、助け合って、ひきこもりからの回復を目指してい
ます。主な事業は、電話・グループ・個別・訪問相談、学習会、月例会、カ
フェ「英鳥」等の啓発場所、及び地域家族会連絡協議会事務局等です。

三鷹市アウトリーチ事業 株式会社 M.Crew

0422-24-7400 <https://www.mcrcw.jp/index.php>

精神障がい、その他の理由により、ひきこもっている方への訪問支援

「人間の回復とは、つながりの回復である。」をテーマに地域で孤立し
ている方に対して、訪問支援を行っています。南あるなしにかかわら
ず、まずは本人と共に地域生活の継続や生活の質に関わる全ての課題
に挑戦します。更に本人だけでなく、家族・親族、支援にあたる支援
者の自己実現を、あらゆる手段を駆使して多職種連携アウトリーチ
チームが支援します。お気軽にご相談ください！

特定非営利活動法人 文化学習協同ネットワーク

<https://www.npobunka.net/>

学校制度外・地域ベースの発達障がいと社会参加・就労支援

学齢期のフリースクールから青年期の社会参加・就労支援まで、国や自
治体の委託事業も組み合わせて、一貫した取組を行っています。子ど
も若者とその家族のための相談窓口と、学び合いの拠点を開設し、食
費やICTの中間的・移行的就労の現場を併設しています。

地域包括支援センター

https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/000/000934.html

三鷹市の委託事業で高齢者のよろず相談窓口

介護保険法に基づき、市内7カ所に高齢者の生活や介護の相談機関と
して設置されています。主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師等
が協力して相談支援にあたっています。介護相談だけでなく介護予防
や高齢期の困りごとを一緒に考える窓口です。

お申込み・お問合せ



三鷹市社会福祉協議会

(みたかボランティアセンター)

三鷹市上連雀8-3-10

TEL 0422-76-1271

E-mail chiiki@mitakashakyo.or.jp

メールでのお申込にはお名前、お電話番号をご記入ください。

三鷹市生活・就労支援窓口 社会福祉法人 新栄会

https://www.city.mitaka.lg.jp/c_service/051/051206.html

生活困窮者自立支援法における自立相談支援(就労準備支援事業)

本事業は、「日常生活自立」に関する支援、「社会自立」に関する支援、
「就労自立」に関する支援を、相談者の状況に応じて行う事業です。
「今後どうしたいか」「何ができそうか」を一緒に考えるところからス
タートし、自分らしい自立を目指していきます。

社会福祉法人 三鷹市社会福祉協議会

0422-76-1271 <https://www.mitakashakyo.or.jp/>

ひきこもり当事者及び家族の支援、

家族会や本人の居場所づくり、社会参加のお手伝い

「誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくり」を目指し、地域住民や
社会福祉団体、ボランティアグループ等と協働して三鷹市内で地域福
祉活動を展開している非営利団体です。当事者家族の横のつながり
作りのため、家族会の支援や社会参加の機会として当事者本人が参加
できるボランティア活動の紹介等を行っています。

特定非営利活動法人 ウィッシュ・プロジェクト

<https://www.wish-p.jp>

カウンセリングやコミュニケーション講座、ひきこもり支援

カウンセリングは定例講座、日々続く日常で薄く出来事を再確認し、
まずは当事者ご家族の本来の力を取り戻し、否定されずに、ありのまま
を受け入れ、安心して語っていただけます。また自立予防対策と生きず
らさの解消のためのコミュニケーション講座や啓発活動、杉並で12年
日のひきこもり家族の月例会「家族会 55%の会」を行っています。

東京青年司法士協議会

<https://www.tokyo-ssk.org/>

成年後見、相続、養育費、DV、セクシュアルマイノリティなどの法律相談窓口

本協議会は、司法書士の有志がなる任意団体です。活動の一つとし
て、市民のための相談活動などを企画・開催しています。身近な法律家
として、市民の方々に安心して相談できる存在であり続けたい。法
律問題で困り、悩んでいることがありましたらお気軽にご相談ください。

みたか親の会

0422-76-1271(みたかボランティアセンター)

ひきこもりや不登校のことで悩むを持つ家族の会

日頃の状況や家族だからこそ経験者を語り合い、一緒にひきこもり
について考えています。令和4年3月に立ち上がったばかりの会です
が、ウィッシュ・プロジェクトのカウンセラーと三鷹市社会福祉協
会の協力のもと、毎月第2水曜日10時からみたかボランティアセン
ターで開催しています。

主催：つながる総合相談ネットワーク東京
共催：日本司法支援センター 東京地方合同庁（法テラス東京）

面談相談

なんでも 総合相談会

生活・法律等に関する相談を
各種専門家に相談できます

相談
無料

予約
不要

12月26日(月) 14:30~19:30
(受付時間: 14:30~18:30) 混雑により、早めに受付終了する場合があります。あらかじめご了承ください。

会場

司法書士会館 日司連ホール

新宿区四谷本塩町4-37 司法書士会館 地下1階



JR・地下鉄
四ツ谷駅 徒歩5分
市ヶ谷駅 徒歩10分

東京都のコロナ対策の状況により、時間・場所が変更になる場合がございます。ご来場前に必ずホームページ等でご確認下さい。

① 当相談会について、相談会場施設への直接のお問い合わせはご遠慮ください

相談会場、待機スペース以外への立ち入りは禁止です

お問合せ先（相談会・会場のご案内のみ）

☎ 050-3612-7703 メール tunagaru01@gmail.com

ホームページ <https://tunagatu.wordpress.com/>



相談例

- 生活保護を受けたい
- 派遣切りにあってしまった
- 職場でパワハラやセクハラを受けた
- 裁判や登記手続きについて聞きたい
- 新型コロナの影響で仕事が無くなってしまった など
- 家賃や借金の支払いができない
- 給料や残業代を払ってもらえない
- 離婚や養育費のことで悩んでいる
- パートナーに暴力を振られている

よくあるご質問

Q: どのくらい待つことになりますか？

A: 具体的にどれくらいお待ちいただくかは回答できません。当日の相談員の数と会場の規模にもよります。ご了承ください。なお、現在、1相談30分以内で5ブースで対応しております。

Q: 相談に対応するのは弁護士ですか？

A: 弁護士とは限りません。会場には、弁護士以外には司法書士や社会保険労務士、各種トラブルに関する支援団体のアドバイザー等も参加しております。そのため、どの相談員が対応するかはこちらで判断いたします。なお、相談者から相談員を指名することも原則しておりません。

Q: 相談できる時間はどの程度ですか？

A: 30分以内とさせていただきます。

あまりの長時間に及ぶ場合には、継続の相談をお願いすることもあります。

Q: 付添人は同席できますか？

A: 相談は原則ご本人からのみとなります。付添の方は別室で待機していただきます。通訳など、個別の事情があってどうしても同席が必要な場合は、受付の際にお申し出ください。

次回は**1月12日(木)** **としま区民センター6階**
(池袋駅徒歩7分) を予定しています

5. その他の活動

(1) 会長声明の発出

3月16日 ウクライナに対するロシアの軍事侵攻に係る声明

12月14日 同性婚東京地裁判決を受けての声明

(2) 幹事会

毎月ハイブリッド形式で幹事会を開催している。

(3) 東京司法書士会理事会・支部長会傍聴

東京司法書士会の理事会・支部長会を青年司法書士の立場から、適宜傍聴をしている。

5. その他の活動

(4) 東京司法書士会入会式等での広報

毎月の入会式に出席し、青司協への入会の呼びかけや活動案内をしている。また、4月に3回実施された令和3年度司法書士試験合格者を対象とした名刺交換会に出席し、広報活動をした。

(5) ウェブサイト・ブログ・ソーシャルメディアの活用

ホームページ、F a c e B o o kを活用して、各委員会や勉強会の告知、報告等を行っている。

新人合格者対象のL I N Eグループ「新人サポートグループ」を立上げ、企画の案内等をしている。

【役】 当日資料 3

【代】 当日資料 1

2022年度養育費相談会 事後広報アンケート結果（回答33）

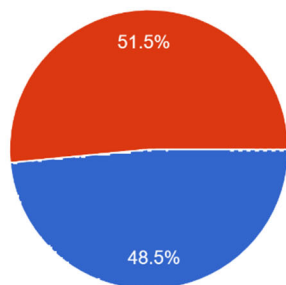
【自治体広報誌について】

Q1) 自治体広報誌に広報を行ったか？

Q1-1 自治体広報誌に広報を行ったか？

33件の回答

●行わなかった 48.5%
●行った 51.5%



→「行った」と答えた単位会のみ

どこに対して行いましたか？

全市町村... 75% 一部市町村... 25%

広報を行った自治体数は？

10以下... 23.5% 11～20... 5.9% 21～30... 23.5%

31以上... 47.1%

依頼の方法

郵送... 43.8% FAX... 18.8% メール... 6.3%

電話の上、メールかFAX... 6.3%

FAX後電話... 6.3% 郵送とFAX... 6.3%

持参（遠隔地はメール）... 6.3%

本会事務局よりFAX... 6.3%

効果はあったか？

掲載され効果があった... 40%

掲載されたが効果がなかった... 53.3%

あまり掲載されなかった... 6.7%

半数の単位会に自治体広報誌への掲載依頼をしていただいた。

掲載依頼をしていただいた40%の単位会で効果が確認された（令和2年度より20パーセント減）。

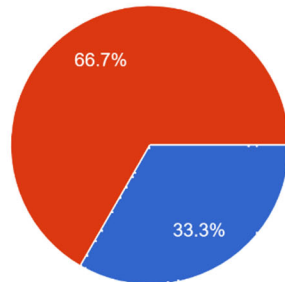
【FAXによるプレスリリース】

Q 2) FAXによるプレスリリースを行ったか。

Q 2 - 1 FAXによるプレスリリースを行ったか？

33 件の回答

●行った 33.3 %
●行わなかった 66.7 %



→「行った」と答えた単位会のみ

送信回数

1 回... 8 (24.2 %) 2 回... 1 (3.0 %)

送信対象 (複数回答)

テレビ... 6 (50.0 %) ラジオ... 2 (16.7 %)

全国新聞... 2 (16.7 %) 地方新聞... 8 (66.7 %)

地域情報誌... 2 (16.7 %)

送信資料 (複数回答)

プレスリリース... 10 (83.3 %) チラシ... 1 (8.3 %)

効果について (複数回答)

テレビで報道された... 1 (8.3 %)

新聞に掲載された... 5 (41.7 %)

効果はなかった... 5 (41.7 %)

地方情報誌に掲載されたが、相談件数が少なく効果があつたか判断しかねる
... 1 (8.3 %)

30%強の単位会にプレスリリースを行っていただいた。その約半数が報道された。簡易で効果的な広報であることから今後ともご活用いただきたい。過去に送信したり、報道された対象機関を送信先一括登録しておく、その後の単位会におけるFAXプレスリリースがしやすくなる。また、1か月前、2週間前、1週間前、3日前といった具合に複数回FAXすることで効果が上がる。特に直前期のFAXには問い合わせが増える印象がある。是非お試しください。

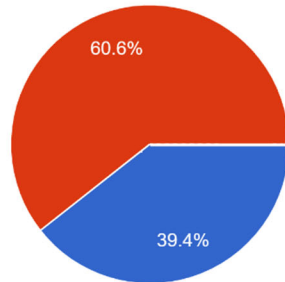
【記者クラブへの投げ込み】

Q 3) 記者クラブへの資料投げ込みを行ったか。

Q 3 - 1 記者クラブへの投げ込みを行ったか？

33 件の回答

●行った 39.4%
●行わなかった 60.6%



→「行った」と答えた単位会のみ
行った回数

1 回... 9 2. 3 % 2 回... 7. 7 % "

どんな場所に行ったか (複数回答) "

都道府県庁記者クラブ... 1 0 (7 6. 9 %)

市区町村記者クラブ... 3 (2 3. 1 %)

司法記者クラブ... 2 (1 5. 4 %)

添付資料 (複数回答) "

プレスリリース... 1 2 (9 2. 3 %) チラシ... 1 1 (8 4. 6 %) "

相談事例... 1 (7. 7 %) 昨年度結果報告書... 2 (1 5. 4 %) "

効果について (複数回答) "

新聞に掲載された... 4 (3 0. 8 %)

(うち取材に来ていただいた... 1 (7. 7 %)

テレビで報道された... 1 (7. 7 %)

掲載されたか不明... 3 (2 3. 1 %) "

効果はなかった... 5 (3 8. 5 %) "

"

30 パーセント強の単位会に記者クラブへの投げ込みを行っていただいた。そのうち約 30 パーセントが報道された。FAX と並んで効果的な広報であることから今後とも活用いただきたい。

"

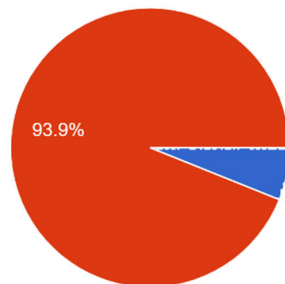
"

【記者レク（記者発表）】

Q 4）記者レクを行ったか。

Q 4－1 記者レク（記者発表）を行ったか？
33 件の回答

●行った 6.1%
●行わなかった 93.9%



→「行った」と答えた単位会のみ

開催した場所

都道府県庁クラブ... 1 (50%)

司法記者クラブ... 1 (50%)

効果について

効果がなかった... 2 (100%)

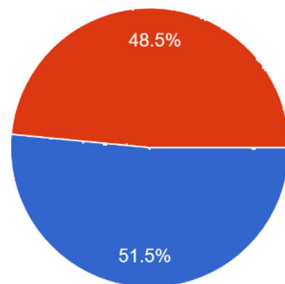
記者レクを開催していただいている単位会は少数にとどまっている。地方の記者クラブでは比較的記事にしてもらいやすい印象があるので、地元の記者と繋がる意味でも一度試していただきたい。本部としても今後もQ & A等の情報提供を継続していきたい。

【SNS等インターネットを利用した広報活動】

Q 5) SNS等インターネットを利用した広報活動を行ったか？

Q 5 - 1 SNS等インターネットを利用した広報活 33 件の回答

●行った	51.5%
●行わなかった	48.5%



→「行った」と答えた単位会のみ

どのような方法で行ったか（複数回答）

ホームページ... 10 (58.8%) Facebook... 5 (29.4%)

Twitter... 3 (17.6%) LINE... 1 (5.9%)

本会 HP... 1 (5.9パーセント)

効果について

効果があった... 1 (5.9%) 効果がなかった... 15 (88.2%)

不明... 1 (5.9%)

インターネットを利用した広報は約半数の単位会で行っていただいております、比較的行いやすい広報方法といえる。

反面、効果については効果があったと回答した単位会が5.9%にとどまっており、閲覧数を増やす工夫が必要と考えられる。

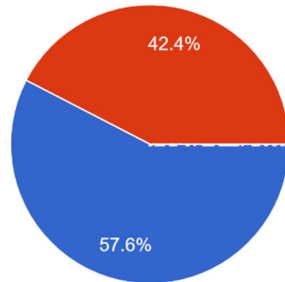
【チラシの配布】

Q 6) チラシの配布を行ったか。

Q 6 - 1 チラシ配布を行ったか？

33 件の回答

●行った 57.6%
●行わなかった 42.4%



→「行った」と答えた単位会のみ

どこに配布したか（複数回答）

市区町村役場の窓口... 15 (78.9%) 都道府県庁担当課... 4 (21.1%)

現況届封入... 4 (21.1%)

母子寡婦福祉連合会等の公的団体... 3 (15.8%)

民間支援団体... 3 (15.8%) フードバンク... 3 (15.8%)

法テラス... 1 (5.3%) 社会福祉協議会... 1 (5.3%)

法務局・社会福祉協議会・法テラス・報道機関等... 1 (5.3%)

効果について（複数回答）

効果があった... 9 (47.4%) 効果がなかった... 7 (36.8%)

不明... 3 (15.8%)

半数以上の単位会で行っていただいております。効果についても47.4%の単位会が効果があったと回答しているため、効果的な広報方法と考えられる。各地における地道なチラシ設置が効果につながる他、チラシを持参して行政や支援団体の担当者と情報交換をすることで、新たな連携に繋がるケースもあるため、是非とも活用いただきたい。

【自由回答】

Q 7 広報活動についてご自由にご回答ください。

- ・ SNS を有効に使ってどのように広報すれば良いのか検証したい
- ・ バタバタしていて、あまり広報活動ができなかったのが、次回から改善したい。
- ・ もう少し早い始動が必要かと思ひます。こちらの問題であります、単位会では月 1 回しか会議がないので、全青司からご連絡いただいても、どうしても始動が遅くなりがちです。こども食堂やフードバンクに広報するのも良いと思ひます。
- ・ 今年から、会員の一人がかかわっている地域団体が毎月実施しているフードパントリーの会場で、なんでも相談会を実施している。その経路かは確認していないが、フードバンクの関係者から紹介されたという方からの相談が複数あった。フードパントリーには子育て世代の人がけっこう来ているので、一定の広報効果があるかもしれない。
- ・ 今のままでいいと思ひます。結局、単位青年会自身が広報活動に動くことが重要だと痛感しました。
- ・ なかなかいろいろな絡みがあり難しいと思ひますが、サブタイトルがあるのも良いかなと思ひます
- ・ 最近では Twitter で情報収集する人が多いらしいです。
- ・ 市町村の広報件数は、報告いただくずに掲載いただいているものがあるかもしれないため、正確な数はわかりません。

Q 8 養育費電話相談会についてご自由にご回答ください。

- ・ 相談は 1 件であったが、プレスリリースをし、新聞にも事前に掲載された。相談会当日には取材に来ていただいた。今回は広報活動があまりできなかったのが、次回以降改善していきたい。
- ・ 今回は、相談員向けの研修を実施するのに精一杯で、広報にエネルギーを割く時間がなかった。
- ・ 実現できるか要検討ですが、相談時間帯を思い切って夜間にもっていくのはありかと思ひました。
- ・ 実際に広報掲載された自治体の数は一定数されていますが、数自体は把握できていません。
- ・ 養育費相談会に限らず、どの相談会も広報にかける労力と、結果が見合わなくなっているように感じます。養育費の相談を希望される方は忙しい方が多いので、一日だけの電話相談だと日程が合わない方が多いのかもしれない。
- ・ 相談員の確保が難しいです。
- ・ 平日開催を検討してもいいかと思ひました。
- ・ 開催する場合は可能な限り協力します。
- ・ 今年度は相談会に興味を持ってくれる会員がいつもより多く、事前研修会も今までに比べると盛況でした。当日の相談員もすぐに集まりました。会員の興味関心を高めるためにも継続することが大事だな、と思ひました。

令和 年 月 日

本人申請実態調査アンケート 簡易集計・簡易分析

全国青年司法書士協議会
民法・不動産登記等研究対策委員会

I アンケート実施概要

(1) 実施機関

令和4年10月29日～11月30日

(2) 実施方法

Googleフォームによる回答

(3) 調査対象者

法務局登記相談員・登記手続案内員及び経験者

(全青司会員の有無は問わない)

II アンケート結果

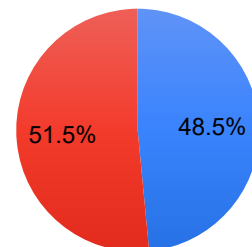
1-① 所属司法書士会

全国14単位会 33人から回答

1-② 現役相談員・相談員経験者の別(回答33)

現役相談員16人(48. 5%)

相談員経験者17人(51. 5%)



■ 現役相談員 ■ 相談員経験者

1-③ 法務局相談員在任期間について(現役相談員)(回答15)

8か月:2人

1年8か月:1人

2年1か月:1人

2年8か月:2人

2年10か月:1人

3年8か月:1人

4年8か月:4人

5年7か月:1人

5年8か月:1人

7年8か月:1人

※就任月につき回答が無い場合は4月1日就任として算定

※7年8か月の者1人については途中在任していなかった期間あり

【コメント】

●回答した現役相談員の在任期間は平均3年11ヵ月であった。

1-④ 法務局相談員在任期間について(相談員経験者)(回答18)

1年:7人

2年:3人

2年2か月:1人

2年3か月:2人

3年:1人

4年:1人

4年5か月:1人

5年:1人

不明:1人

【コメント】

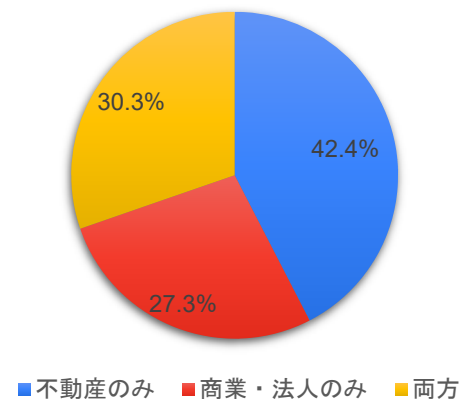
●回答した相談員経験者の在任期間は平均2年2ヵ月であった。

1-⑤ 法務局相談員の担当(回答33)

不動産のみ:14人(42.4%)

商業・法人のみ:9人(27.3%)

両方:10人(30.3%)



1-⑥ 法務局相談員の担当頻度(回答33)

月1回程度:4人(12.1%)

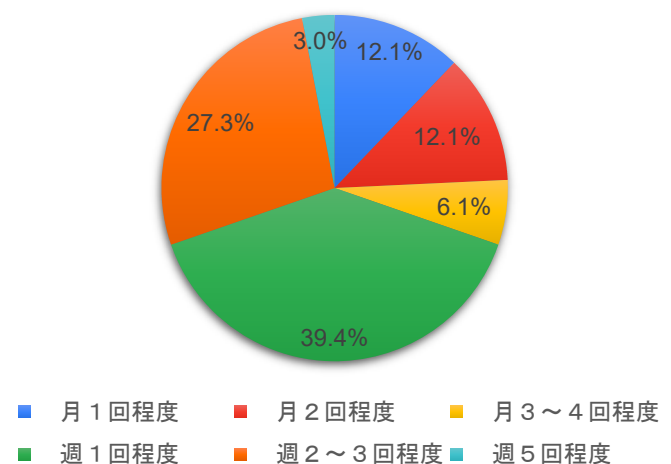
月2回程度:4人(12.1%)

月3～4回程度:2人(6.1%)

週1回程度:13人(39.4%)

週2～3回程度:9人(27.3%)

週5回程度:1人(3.0%)

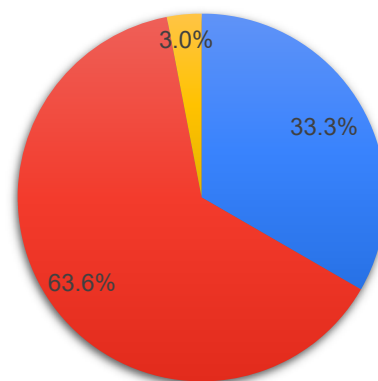


1-⑦ 1回の担当時間(回答33)

1～3時間程度(半日):11人(33.3%)

4～6時間程度(全日):21人(63.6%)

その他(月3日は全日、月2日は半日):1人(3.0%)



■ 1～3時間程度(半日) ■ 4～6時間程度(全日) ■ その他

1-⑧ 登録年数(経験者は当時の業務歴)(回答32)

1年:1人(3.1%)

2年:1人(3.1%)

3年:4人(12.5%)

4年:1人(3.1%)

5年:3人(9.4%)

6年:2人(6.3%)

7年:6人(18.8%)

8年:3人(9.4%)

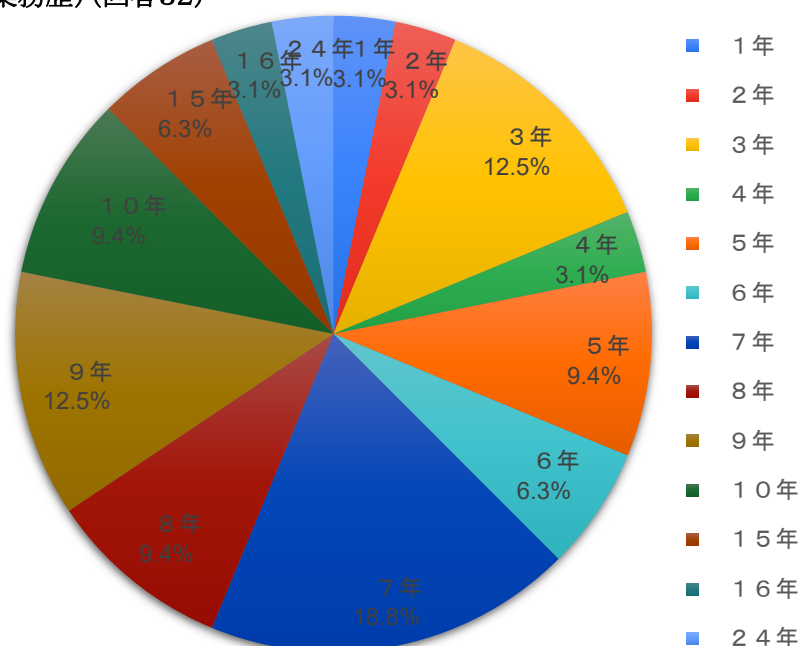
9年:4人(12.5%)

10年:3人(9.4%)

15年:2人(6.3%)

16年:1人(3.1%)

24年:1人(3.1%)



【コメント】

●回答した相談員の登録年数は平均6.9年であった。

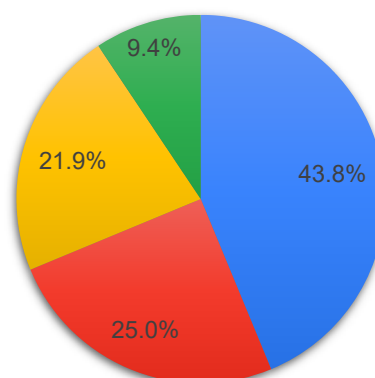
1-⑨ 法務局相談員に就任した経緯(回答32)

相談員経験者からの紹介:14人(43.8%)

司法書士会からの推薦:8人(25.0%)

法務局の募集に自ら応募:7人(21.9%)

司法書士会支部からの推薦:3人(9.4%)



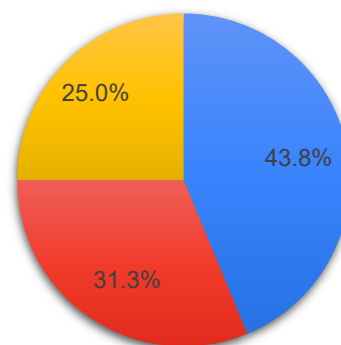
■ 相談員経験者からの紹介 ■ 司法書士会からの推薦
■ 法務局の募集に自ら応募 ■ 司法書士会支部からの推薦

2-① 1日の登記相談で担当する種別(回答32)

不動産のみ:14人(43. 8)

商業・法人のみ:10人(31. 3%)

両方:8人(25. 0%)



■ 不動産のみ ■ 商業・法人のみ ■ 両方

2-② 1日の登記相談で担当する件数(平均)不動産のみ(回答12)

2件:1人(8. 3%)

3件:2人(16. 7%)

4件:2人(16. 7%)

5件:1人(8. 3%)

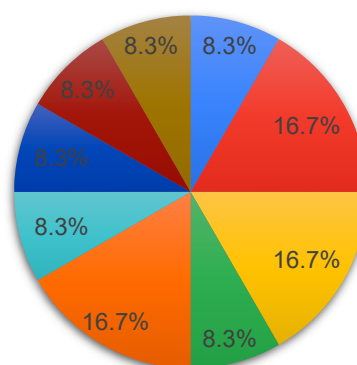
6件:2人(16. 7%)

7件:1人(8. 3%)

8件:1人(8. 3%)

10件:1人(8. 3%)

15件:1人(8. 3%)



■ 2件 ■ 3件 ■ 4件 ■ 5件 ■ 6件 ■ 7件 ■ 8件 ■ 10件 ■ 15件程度

【コメント】

●回答した相談員(不動産のみ)の1日の相談件数は平均6. 5件であった。

2-③ 1日の登記相談で担当する件数(平均)商業・法人のみ(回答9)

4件:2人(22. 2%)

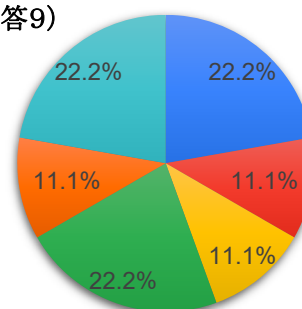
5件:1人(11. 1%)

6件:1人(11. 1%)

8件:2人(22. 2%)

10件:1人(11. 1%)

15件:2人(22. 2%)



■ 4件 ■ 5件 ■ 6件 ■ 8件 ■ 10件 ■ 15件

【コメント】

●回答した相談員(商業・法人のみ)の1日の相談件数は平均8. 3件であった。

2-④ 1日の登記相談で担当する件数(平均)不動産+商業・法人 両方(回答10)

不動産3件 商業・法人1件

不動産4件前後、法人2件前後(月により割合変動あり)

不動産5件、商業1件

不動産5件 商業・法人1件

不動産8件 商業法人2件

不動産10～12件(ごく稀に商業・法人)

不動産10件 法人20件

5～9件程度

コロナになり電話相談になるまでは10件程度(不動産8件、商業2件)

電話相談になってからは5件程度(不動産4件、商業1件)

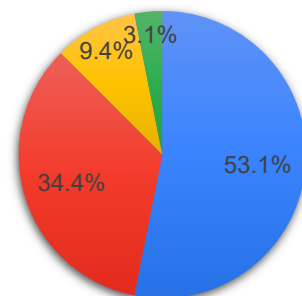
2-⑤ 相談員へのフォロー・サポート体制(回答32)

法務局においてフォロー・サポートの体制がある:17人(53.1%)

フォロー・サポートの体制はない:11人(34.4%)

司法書士会・支部においてフォロー・サポートの体制がある:3名(9.4%)

認識がない:1名(3.1%)

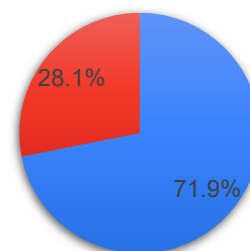


- 法務局においてフォロー・サポートの体制がある
- フォロー・サポートの体制はない
- 司法書士会・支部においてフォロー・サポートの体制がある
- 認識がない

2-⑥ 法務局の相談員の体制 (回答32)

法務局OBを含む司法書士以外の相談員もいる:23人(71.9%)

司法書士相談員のみ:9人(28.1%)



- 法務局OBを含む司法書士以外の相談員もいる
- 司法書士相談員のみ

【コメント】

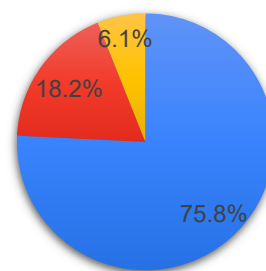
●司法書士以外の相談員もいると回答したのが71.9%であった。司法書士相談員と、それ以外の相談員において、相談の質的差異や、回答スタンスなどに差異が無いのかなども、別途検証が必要であるとする。

2-⑦ 法務局における相談窓口の名称(回答33)

登記手続案内:25人(75.8%)

登記手続相談:6人(18.2%)

不明:2名(6.1%)



■ 登記手続案内 ■ 登記手続相談 ■ 不明

【コメント】

●「登記手続相談」から「登記手続案内」へと名称変更がなされている実態が明らかになったが、「登記手続案内」との名称となった場合でも、法務局における案内の範疇で「できること」と「できないこと」が画一的に定められておらず、現場に相談員が困惑している点も見分けられることから、無料で行う行政サービスの範疇と、司法書士が行う有償で行う相談の違いを明確にする必要がある。

2-⑧ 法務局相談員として感じている制度上の課題があれば教えてください。(できるだけ詳細に記載願います)

- ①市民のニーズに全く応えていない。市民は、申請方法・内容を相談しにきているわけではなく、答えが聞きたいだけ。
- ②登記の信頼性が担保されないことを法務局がやっているという矛盾。行政の窓口対応について人気なさすぎなことを気にしすぎで本末転倒。司法書士が関与したら申請できないことを本人が申請すれば登記できることには寛容。
- ③年金事務所の相談担当社労士のように、法務局の相談担当も司法書士と制度化すべき。相談対応こそ、市民及び法務局から司法書士に求められる本来的業務と考える。
- ④行政サービスと専門相談の区分けが困難
- ⑤相続登記義務化に対して法務局の負担が増えているが、簡単にできるようになるという触れ込みで司法書士に頼むのは勿体無いという風潮がある。広報や法制度そのものに問題がある。
- ⑥明らかに実体が伴わないケース、疑わしいケースについての対応マニュアルがない。法務局の形式的審査権に基づく対応との落としどころが個人の裁量と能力に任されているところ。本人確認が厳密ではないため、虚偽の登記手続きを誘発してしまう可能性がある。本人の意思確認ができないため、所有者の知らない間に登記されてしまう可能性がある。
- ⑦当事者出頭主義が廃止された本旨はオンライン申請促進であるところ、登記案内を経由した本人申請は紙申請が大半であり、本人の申請意思の確認はもちろん、法定添付書面しか要求しない権利の登記においては、実体的権利変動の有無を法務局レベルで確認するのは極めて困難であり、このような登記が横行している現状、登記の信頼性は低下の一途を辿っている。苦肉の策として、登記相談員の対応レベルで、登記申請可能な実態を有していないこと、申請しようとする登記の内容について当事者が理解していないこと、などを理由に、本人申請をやめていただくよりほかに、登記案内員がゲートキーパーになっている状況があるが、インターネットによるサポートサービスが乱立しつつある状況で、いつまで登記の真正を担保できるかについては相当な不安がある。

- ⑧司法書士の立場と準公務員との立場が併存しているため、悩ましいことがあるのも事実。他の司法書士に対する民業圧迫の可能性、非司法書士による登記代理人の助長、登記案内があるからオンライン申請率の向上もない。申請人に関する意思確認も不十分である可能性も高いため真正な登記がなされているか疑問に感じる時がある。
- ⑨法務局からはあくまで「登記手続案内」のため、申請書の記載方法や必要書類のアドバイスにとどめ、実体関係については、原則相談の範囲外と言われていました。ですが、実際問題、相談の際には実体関係に踏み込まざるを得ず、現場の法務局職員もそのことは承知しているのか、特に注意されるようなことはありませんでした。
- ⑩法務局相談員の相談が、司法書士法3条5号に違反しないか
- ⑪登記手続案内は、一般的な説明に留まるはずだが、事実上個別具体的な相談にならざるを得ないときがある。
- ⑫申請書等の書き方をここまで、細かく丁寧に対応・案内をするのかと驚き、民業圧迫（非司）と感じたのが第一印象。最低限の申請書の体裁や書類を整えていなくても申請できる（登記受理されるであろう）レベルまで教えていた。口頭で最低限の確認はしていたが、実体の確認、本人確認意思確認をするわけではない。使者でも対応する。書類がそろっていれば受け付けるという対応。司法書士に頼んだら本人が来ないと出来ないと言われたのでこちらに来たということもあった。制度に課題はあると思うが、中には困窮していて司法書士に頼みたくても頼めないという相談者もいた。法テラスのような制度はないし、司法書士も無料で出来るわけではないので、制度として、法務局の相談窓口の存在は必要であると思う。
- ⑬本人申請が原則である登記申請制度を支援するという意味で意義のあるものだが、その相談員として専門職を利用するのであれば、その報酬が低すぎるように感じる。
- ⑭そこまで説明しないといけないのかと思うところまである。全日拘束は困ることもある。画一的運用がなされてないような気がする。相談者に対して、どこまで話すのか、そこから先は話をしないでうやむやにするのか、最初に伝えられてる内容と現場の実態が違うと感ずることもある。柔軟性が要求されて疲労が蓄積される。”
- ⑮相談者の高齢化や 20～30 分の相談は即日申請に出せるもの以外は、短いと思います。過去、私の配属とは別の法務局から相続登記の依頼が来て、その法務局で登記相談をしたけど、さっぱりわからなかったという回答がありました。”
- ⑯相続税や生前贈与のメリット等、手続き案内の範囲を超えた相談がある。
- ⑰制度上の課題、と明確に言えるものは特に感じなかった。
- ⑱登記手続案内により、実体が伴わなくても外形的には書類が完成してしまう。「登記手続案内」が登記に対する信用を落とす結果になっているように感じる。
- ⑲相談員は登記の申請に必要な書類及び登記申請書の様式等の案内のみを行い、書類の有効性や登記原因等の法律相談は受けることができないとされているが、書類の作成方法のアドバイスや、相談者が作成した申請書等のチェックを求めらることがあり、法律相談にならないように対応することに苦慮する。司法書士ではなく法務局相談員として相談者に対応することにより、本来司法

書士が業として提供すべきサービスを司法書士ではない法務局相談員が提供してしまうおそれがある。

⑩複雑な案件になると、1回の相談ではならず、複数回予約をして相談しなければならない事。

⑪表題登記関連の相談に困ることがある

⑫司法書士等他士業との兼ね合い(「手続案内」の限界など)

⑬法務局の登記手続案内を利用される方は、登記手続はよくわからないが、法務局に聞けば手取り足取り教えてくれるとの期待がある一方、実際には申請書の雛形だけ示され、分からなかったら専門家に依頼してくれと回答され、期待外れとなるケースが多く、登記手続案内の実態が浸透していないと感じる。

⑭電話対応が大原則になったため、相談者の持っている書類がわからず、意思疎通が困難

⑮「ここにすれば抵当権の抹消が無料でできると銀行に聞いた」「相続登記を自分でできると聞いた」という相談者もいたため、他団体への働きかけが不足しているのでは、と感じた。

他士業(行政書士・税理士等)と思われる相談者が代理人として申請しているものが複数見受けられた。

【コメント】

相談員が制度上の課題として感じているのは大きく分けて2点であったと分析できる

①登記の真正を危惧する内容(青)

●登記の真正を危惧する内容としては、登記の前提となる実体関係や、登記申請意思などについて、詳細に確認することが出来ず、形式的に書面のみを整える方法の教授を求められた際に、対応に苦慮していることが伺われる。

●司法書士による代理申請であれば、司法書士法に定める職責に基づき当然に確認している事項について、本人申請の場合には確認がなされず、法務局による形式審査によることになる。不動産登記法が定める申請方法に準拠しただけでは、登記の真正が担保出来ないケースがあり、そのように不実な登記に繋がるケースの一部が、法務局の相談や手続き案内に寄せられており、相談員が問題意識を持っている。

●司法書士の立場を離れ、準公務員の立場で相談や手続案内の対応を行うため、明らかに違法な場合を除き、相談者の主訴やニーズに対応した回答を求めらることになる結果、不実の登記に繋がるような相談であっても、「疑い」や「懸念」程度では断ることが出来ず、形式的に書類を整える方法を教授せざるを得ない。

②法務局における相談や手続案内の制度自体に関する内容(オレンジ)

●登記手続は高度に専門性が要求されるが、登記申請に際し、そのような知識を有しない市民に対し無償で教授する制度には自ずと限界がある。

●司法書士事務所であれば有償にて対応する内容を、法務局において、司法書士が「相談員」や「手続案内員」の肩書にて無償対応することとなるため、民業圧迫になる懸念がある。無償で対応

できる範囲が不明確である点も課題である。

- 市民が行政サービスとして求めている内容と、実際に無償で対応できる範囲に乖離がある。
- 市民ではなく、他土業が市民に成りすました形で相談に来ても、回答せねばならず、結果として非司行為を助長する結果となっている。

2-⑨ 法務局の相談員として市民の相談に対応する中で、市民にとって「登記制度・登記手続」はどのように捉えられていると感じていますか？（できるだけ詳細に記載願います）

- ①水道、電気、ガスの名義変更と同じ感覚。やりたくないけどやらなければならないと感じている。”
- ②なんか知らんけど、やんなアカン手続き。お金がかかる。
- ③登記制度・登記手続といった法務局での手続きは、市役所での手続きなどとは異なって、市民が人生のうちで遭遇することがそれほど多い手続きではない。よって、相談に来るだいたいの市民は、不満というよりも不知・不安・どうにかしてほしいという感覚で来られているように感じた。
- ④住民票の異動や給付金申請とかと同様の感覚の方も多い。やらなければならないからやっているという感覚だと思う。”
- ⑤「聞けば自分でできる」と考えているか、「よくわからないからまずは法務局に相談してみる」のどちらかの方が多いと感じていました。そしてそのいずれも電話での案内では結局よく理解されない（と思われる）ケースがほとんどでした。
- ⑥商業登記に関しては当事者の意識が低い。登記懈怠が多い。”
- ⑦単なる届出。
- ⑧相談にいらっしゃる方は登記は行政手続きの一環で自らでするもの、司法書士に高額な報酬を払ってするものではないと感じているのでは、と思います
- ⑨市民によって捉え方は様々であるが、「単に法務局へ来て書類を書くだけ」と思っている人もいれば「難しい登記手続きではあるが、時間をかけてチャレンジしよう」と思っている人もいる。よく聞かれるのは「司法書士に頼むとお金がかかるから自分でしたいとおもう」「司法書士に頼んだらどのくらいの費用がかかりますか」という質問である。大まかなイメージではあるが、登記手続きは「難しく複雑」と感じているが「自分でやってみて、できないことではない」と考えている市民が法務局へ相談に来ているのだと思う。
- ⑩運転免許証の更新や住所変更等と同様の届出手続きと同視されている。具体的には、金融機関から預かった書類を持参すれば、登記案内で申請書を作成してくれて担保権が抹消されると思いい込んでいる相談者が多数である。金融機関等の案内の仕方に問題がある。
- ⑪法律問題・税務問題・家事手続き問題等々、なんでも相談所と勘違いしている相談者の方が多数いらっしゃる。あくまで行政サービスの一環と捉えられている方も多くいらっしゃるため、あまり無下にしてしまうとクレームに発展するケースもあるため慎重な対応が求められる。ただ最近においては相続登記義務化の情報をご存知な方が増えてきたため、司法書士会による「相続登記センター」の案内もすることが増えてきたように感じ、一概に司法書士会にとってデメリットばかりではないと感じる。

⑫登記相談にまで来られる方は、まだ登記の必要性和重要性を理解されているように思います。ですが多くの市民にとっては、お金も手間もかかるし、仕方なく行っているという考えの方が多くではないかと思います

⑬手続きが簡単なら自分で行いたい

⑭住民票上の住所変更の届出等と同レベルの届出に近いものと捉えている市民が多いと感じる。

⑮1円でも安く簡単に早く済ませたい。制度なので仕方がなく登記する。

⑯それ自体が目的ではなく、あくまで何かしらの行為をするための手段として捉えられているように感じる

⑰法務局がすべて手取り足取りやってくれると思ってるフシがある。事前審査と思ってることもある。ここで聞けば全部終わると思ってる。

⑱例えば相続登記の相談において、戸籍を集める・遺産分割協議書に署名・押印する等があるため相談者にとって登記手続は面倒なものであり、固定資産税や都市計画税を払っているため、相続登記をせずに先送りにしてしまいやすいもの。

⑲転出届等の行政手続きの一種と考えてる方が多い。

⑳面倒な手続きで、できればやりたくない。仕方がないからやっている、という印象。

㉑相談に来られる多くの方が、次の1乃至3の認識を持っていると思う。1割程が④⑤の認識を持っておられ対応に困る。

1. 登記は効力発生要件である。
2. 登記が完了すれば効力が確定し、くつがえることはない。
3. 書類は形式的にそろえればよいのであり、実体法の裏付けは不要
4. したがって、偽造に抵抗がない、または偽造であることに気づいていない
5. 相談員がかわりに書類作成をしてくれる、または相談員は対面で一言一句指示するべきであり、そのとおりに書けば済む。

㉒わかりにくく、煩雑のものだと捉えているように感じる。なかには、実体がなくとも書類さえ作成すれば登記ができと思っている方がいる。

㉓登記をするメリットは抜きにして、自分ひとりでするには不安があり、専門家に頼むとお金がかかるもの。申請書等には必ず自分のケースに合ったものがあり、手軽にできるもの。

㉔法律用語が難しい

㉕申請人が身体一つで法務局に来れば何とかかなと思っている

㉖あまり身近でないが、名義が記録されている制度。何かのときには変更が必要。登記手続は複雑(ただし自分でやれるものならやってみたい)

㉗不動産登記について言うと、名義を変えておかないと後々厄介になる程度の認識ではないかと思う。

㉘対面時代は、行けばタダで書いてもらえるところと言われていた

㉙「登記」というものがあることは知っているが、それがどのようなものであるか認識している方は少ないように感じた。(住民票上の住所を変更すると、住所移転登記が自動で行われると誤解する方

も多かったので)

【コメント】

相談員が市民にとって「登記制度・登記手続」がどのように捉えられているかについては、大きく分けて3点であったと分析できる。

①登記手続の重要性に対する無理解(青)

●登記手続は、その他の行政手続に比して、厳格な手続であり、市民の財産権や権利義務に直結する手続であるにも関わらず、その重要性に関する認識が低く、簡易・柔軟に手続を行うことが出来るとの誤った認識がある。

●届出などとは異なる手続きであるが、不動産登記制度への理解が浸透していない。

②費用を節約したい(オレンジ)

●法務局の登記相談や登記手続案内を利用する動機として、司法書士費用の負担軽減が挙げられる。出来る限り負担を減らしたいとの思いがある。

●経済的な事情などもあり、司法書士費用を負担できないケースにおいて、支援する制度が無いため、法務局の登記相談や登記手続案内を利用して、申請せざるを得ないケースがある。

③実体関係を反映する制度であることへの認知不足(緑)

●形式的に書類さえ整えれば、登記は完了するとの認識があるため、登記の前提となる実体関係や、意思能力等に対する意識が希薄である。

●実体関係等とは異なっているにもかかわらず登記完了が目的化してしまっている。

【不動産各論】

3-① 実際に相談窓口に来る相談者の類型

1番目に多い:単独申請の申請者

2番目に多い:共同申請の一方当事者のみ

3番目に多い:共同申請の両当事者

4番目に多い:申請当事者以外

5番目に多い:不明

3-② 相談内容として多い順位

1番目に多い:必要書類について(作成方法を含む)

2番目に多い:登記申請書の書き方

3番目に多い:実体関係・権利関係について

4番目に多い:地番・家屋番号の調査方法や、登記事項証明書の取得方法

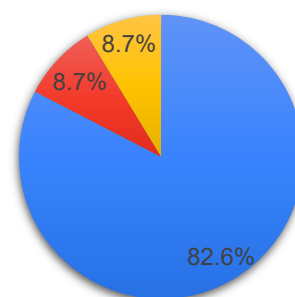
5番目に多い:その他

3-③ 本人申請に関する相談累計(申請内容による区分)

- 1番目に多い:相続登記申請に関する相談
- 2番目に多い:抹消登記申請に関する相談
- 3番目に多い:贈与による移転登記申請に関する相談
- 4番目に多い:住所変更・氏名変更による表示変更登記に関する相談
- 5番目に多い:売買による移転登記申請に関する相談
- 6番目に多い:財産分与による移転登記に関する相談
- 7番目に多い:その他

3-④ 実体関係が存しない、当事者が意思能力がないなど、登記申請に適さないケースに関する相談の有無。(回答23)

- そのような相談はあるが、少ない:19人(82.6%)
- そのような相談はない:2人(8.7%)
- そのような相談は多い:2人(8.7%)



- そのような相談はあるが、少ない
- そのような相談はない

【コメント】

●「そのような相談はあるが、少ない」との回答が82.6%である。相談全体に占める割合は、決して高くないが、「そのような相談は多い」と回答した相談員を合わせると9割を超える相談人が「ある」と回答しており、登記申請に適さないケースの相談が法務局に寄せられている実態が明らかになった。登記に適さない事案が、登記相談や手続案内の後、どのような顛末となったのかについては、調査困難であるが、登記の真正を担保する趣旨からも、非常に重要である。

3-⑤ 実体関係が存しない、当事者が意思能力がないなど、登記申請に適さないケースに関する相談の具体的事例があれば教えてください。

- ①不動産の名義は、理由なく自由に変えられると思っている。
- ②認知症の親族が遺産分割協議、贈与等の当事者。相続が発生していないのに相続登記を希望。贈与と相続の違いが分かっていない。贈与の実態がないのに登記をしようとする。売買の一方当事者が本人申請しようとする。
- ③相続人の1人が認知症。贈与なのに売買で行おうとしている。亡くなっていない親族の相続
- ④設問への回答になっていないかもしれませんが、相続がまだ開始していない段階で、相談者や相談者の親がなくなったときの登記の手段について尋ねてくる相談者がたまにいる。
- ⑤相続登記において、遺産分割が必要となるが、相続人の一人が施設に入所していて意思表示

ができない場合に、遺産分割協議書を別の相続人が代筆するなど

⑥共同相続人に認知症の方がいる。強制執行妨害目的の仮装売買等。株主総会、取締役会等の機関決定を経ていない商業登記。

⑦被相続人の配偶者が認知症。認知症の親からの贈与による所有権移転登記

⑧相続人中に高齢の方がいらっやって、おそらく遺産分割を行う能力はないのではないかと思います。案件はたまにありました。

⑨持ち主が意識不明だが、名義変更したい。親が認知症だが、勝手に判子押していいか。

⑩登記原因もなく単に名義を変えたいと言ってくる。申請当事者以外の者が相談に来る(家族や知人、友人？関係がよくわからない人、不動産業者？)。

⑪相続登記で、相続人の一人に、処分行為の判断ができない障害のある子、認知症の親がいるのに、勝手に押印していることがある(会話でわかることがある)。

⑫遺産分割協議による相続登記の場合、協議する方の中に認知症の方や未成年の方がおり、そのままでは、申請できないケース。

⑬共同相続人が高齢で認知症であり、遺産分割協議が出来ない。

⑭法定相続人の一人が認知症等で意思表示不能→成年後見を案内

⑮以前「登記相談」として対面相談をしていた頃は、意思能力のない当事者の代わりに代理人が相談に来るケースがごく稀にあったが、「登記手続案内」として電話相談が主になってからは、年一件あるかどうかの頻度になったと感じている。

⑯認知症の親の不動産を自分(子)に贈与したいなど。

【コメント】

相談員が登記申請に適さないケースとして挙げた具体例は、大きく分けて3点であったと分析できる。

①実態関係が発生していない登記申請(青)

●登記原因となる実態関係が発生していないにも関わらず、登記申請を行おうとするケースがある。

②認知症等意思能力を欠如する者がいるケース(オレンジ)

●相続手続や贈与手続において、意思能力が衰えている者がいることが伺われるが、登記申請を行おうとするケースがある。

●特に相続手続において、意思能力が無い当事者に関し代筆や勝手に押印するなど、違法な行為であるにも関わらず、登記するために行ってしまうケースがある。

●③-5の間では意思能力を欠如していることが懸念される登記が圧倒的に多い。

③登記出来ないケースや違法なケース(緑)

●登記申請を行うことが違法性を伴うケースについても、違法性の認識なく、行政手続の一環として安易に登記申請を行うケースがある。

3-⑥ 上記のような登記申請に適さないケースの相談があった場合、どのように対処していますか？(回答19 複数回答可)

司法書士などに相談するよう促す:16人

登記申請が困難であることを伝える:15人

とりあえず書類の作成方法など、形式的な手続き概要を説明する:7人

【コメント】

●全回答者 19 名のうち、16 名(84. 2%)が司法書士などの専門職への相談を促し、15 名(78. 9%)が登記困難であることを伝えている一方で、7 名(36. 8%)は、形式的な手続き概要だけは説明するなど、出来る限り、相談者のニーズに応えるよう対応していることが分かる。登記手続きについて素人である市民からの相談に関し、登記相談や手続案内の段階で、どの程度、実体関係の存否や登記申請の適否を判断し、説明するのかについても課題であり、また3-⑨の回答からも相談者の一定のニーズがあると思われる形式的に外見だけであっても、法務局に提出する書類を整える方法を教授することの、是非も検討課題である。

3-⑦ 上記①にて登記申請が困難であると説明した場合、相談者はどのような反応をされますか？

①意味が分からず、理解できず、困惑している。憤慨する。

②あきらめる。仕方なく司法書士に相談に行く。納得いかず怒り出す。司法書士にお金なんか払いたくないとの考えから怒り出す etc

③意外そうな反応をされる方が多い

④司法書士に頼むと費用がかかるからと、難色を示す。

⑤当局では対応できない旨を伝えて、お帰りいただく

⑥少々不満そうであるが、登記手続きの原則や制度趣旨、登記案内員としてお手伝いできる限界を説明すると概ね納得してもらえているものと感じている。

⑦一応は納得していただけます。

⑧困ってしまう。

⑨とりあえず、理解はする。

⑩納得する方もいれば、怒ったり、文句をいってきたり、大声をあげて騒ぐ方もいた。

⑪一応、納得した様子

⑫体感

逆切れするのが2割、

深刻そうな顔をする人が6割(その後は不明)、

無料相談を考えてくれる人が2割。”

⑬解決策がない場合や、お金と手間で解決するものもある場合は、困ったような顔をされる。

⑭あきらめるか、専門家の相談する。

⑮ただただ困惑

⑯ある程度相談者も承知しているのか、仕方ない、という反応をされる

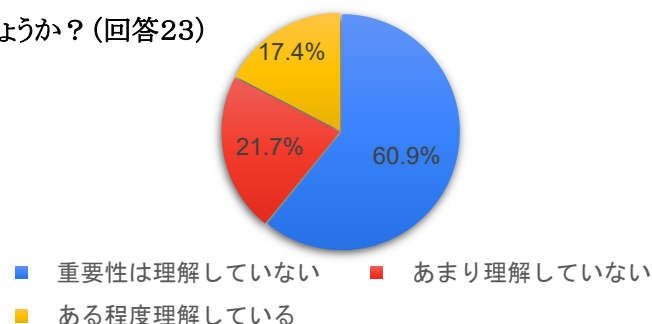
⑰会話上は納得した旨の反応を示す。

3-⑧ 登記の前提となる実体関係や人・モノ・意思の確認などについて、相談者の方はその重要性や必要性について、どの程度理解しているとお感じでしょうか？(回答23)

重要性は理解していない:14人(60.9%)

あまり理解していない:5人(21.7%)

ある程度理解している:4人(17.4%)



【コメント】

●登記の前提となる実体関係や人・モノ・意思の確認などについて、相談者の方はその重要性や必要性について、法務局へ相談に来る市民の理解は低く、82.6%が重要性を理解していない

3-⑨ 登記相談において困っていること、対応が困難なケースはどのようなケースでしょうか？(回答22 複数回答)

相談者が回答に対し理解を示さない:15人

相談内容が漠然としており具体的回答ができない:14人

登記申請に適さないケースであってもとにかく形式だけ整えて申請する方法の教授を求められる11人

相談姿勢等、相談者の人格的問題:1人

相談ではなく、全て完璧に教えてほしい人がほとんど:1人

初めから法務局や制度への不満がありずっと怒っている:1人

登記申請書の書き方(特に登録免許税)を説明しても理解されない:1人

【コメント】

●「登記申請に適さないケースであってもとにかく形式だけ整えて申請する方法の教授を求められる」と回答した者が11名であり、50%に上っている。

●「相談者が回答に対し理解を示さない」については相談員の68.1%がそのように感じている。内容については不明であるが、実体関係の有無や、意思能力の有無などにより登記申請が困難である旨を説明した場合に、理解を示さないケースも一部含まれていると思われる。

3-⑩他士業などが本人申請支援の前提として相談をしていると思われるケースはありますか？

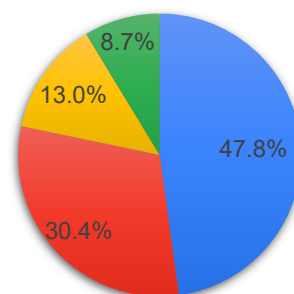
(回答23)

あまりない:11人(47.8%)

ある:7人(30.4%)

よくある:3人(13.0%)

ない:2人(8.7%)



■ あまりない ■ ある ■ よくある ■ ない

【コメント】

●47.8%の相談員は、他士業からの相談は無いと回答している一方で、およそ半数に近い43.4%の相談員が、他士業が法務局の相談を利用していると思われるケースがあると回答しており、法務局の登記相談や登記手続案内が非司行為の温床となっている可能性もある。

3-⑪ 他士業などが本人申請支援の前提として相談をしていると思われる相談の具体的事例があれば教えてください。

- ①相続登記、建物滅失登記、登記名義人住所変更登記など
 - ②相続手続き全般(必要書類～申請まで)
 - ③相続や売買は税理士、行政書士、不動産会社からも問い合わせがある。
 - ④税理士、行政書士等が本人申請を装い、申請人と同行あるいは単独で相談に来る
 - ⑤金融機関職員が個人で受任し、抹消登記(まれに設定も)の相談に来る”
 - ⑥登記案内員として司法書士が入っているとの認識が他士業に広まっている可能性があるため、私に対応した中には経験がない。
 - ⑦質問の趣旨とは少し違うかもしれませんが、売主と不動産業者が一緒に来て、登記申請手続きについて相談されたということはありません。
 - ⑧弁護士が、この遺言書は登記に使えるか、との相談
 - ⑨登録免許税の計算方法を聞きに来る。
 - ⑩相談者が申請人本人ではない場合。会話に法律用語が普通に出てくる場合。作成してきた書類の体裁が整っている場合。
 - ⑪税理士や行政書士と思われる士業が相続登記の申請書を作成して持ち込むなどのケースがあった
 - ⑫税理士・行政書士が普通に「知り合いの登記で」と来る。
 - ⑬本人連れてくるケースもある。登記の内容は相続登記。”
 - ⑭弁護士であれば、判決による登記を相談することがあります。
- また、裁判だけ弁護士が担当し、あとは法務局で聞けば何とかできると案内している弁護士もいます。
- ⑮行政書士が相続登記の申請書を作成している。

⑯その辺は上手に隠している模様

⑰案内開始の時点で、業務的な色合いを感じた場合はやりわり注意を行っている(電話案内を主とするようになってからは事例件数自体が減少したと感じる)

⑱他士業はさすがにないが、不動産業(売買による移転登記)、解体業者(滅失登記)からの相談はあった。

⑲相続登記(税理士、弁護士)

【コメント】

相談員が他士業などが相談をしていると思われる相談の具体的事例は、大きく分けて2点であったと分析できる。

①相続に関する相談(青)

●相続登記について、他士業が相談を行っている実態があり、そのうちの一部が、本人申請の外形を整えて、実際は他士業が申請している可能性がある。

②相談が多い他士業(オレンジ)

●行政書士、税理士が、本人申請支援の前提として相談していることが明らかとなったが、その他にも弁護士や不動産業者、金融機関も相談を利用しており、非司行為に利用されている可能性がある。

3-⑫ 本人申請の相談として課題として感じていることがあれば教えてください。(できるだけ詳細に記載願います)

①市民は、法務局へ行けば、無料で相談員が全て教えてくれて、申請ができると思っている。

自身で理解して申請手続きを行おうと思っている人は、いない。

登記手続き「案内」であるが、相談者は手取り足取り丁寧に教えてもらって言われた通りに相談員の面前で申請書等書いて登記できれば満足 となっているところ。

②(大前提として東京本局では本局宛の電話を司法書士相談員も一部受電しています。)

本人からの問い合わせであれば、ある程度話を聞くが、どこまで教授するかは悩ましい。

他士業者や謎の代理人からの問い合わせに対し、本人でない方には答えられないと断ると本人が電話すれば良いのか?と言われる。不動産は当事者一方からの相談も多い。司法書士が本人のフリをして電話してくるケースも多いので(しかも条文や書籍を読めばわかるくらいの些細な質問…)法務局への電話をコールセンター感覚で利用している本職もいるのも事実だと思います。

③法務局のホームページから書式や記載例をダウンロードしてくださいと伝えても、その環境にないまたは調べ方がわからない相談者が少なくないこと。特に高齢者の相続登記。

④一般市民(法律の専門家ではない方という意味)が登記申請書を作成する場合、単に書類が形式的にそろっているかどうかを重視して、意思確認や不動産の確認がおろそかになっている。

⑤通知で明示されているとおり、「相談」という趣旨での対応は不可能であるところ、主に嘱託職員が「案内」を越えた相談対応をおこなっているケースがあり、それを相談者が他の相談員に押しつ

けてくる傾向がある。担当する司法書士が気丈であれば良いが、相談員のメンタルにも一定の懸念がある。

⑥法務局が登記案内受付の際に、どれだけの本人確認をしているのか分からないが、受付が全てあり、受付段階で登記の制度趣旨、原理原則、非司法書士による代理行為等々についての説明、本人確認ができてるのが理想であり課題

⑦登記相談に来られる方については、まだ実体関係の重要性を説明することができますが、そのような相談を利用せず、完全に独力で申請したり、あるいはネットで相続登記を支援する業者を探して利用した場合、実体関係の無い不適切な登記がなされることを防ぐのは難しいと思います。

⑧実態が伴った登記なのか、心配

⑨当事者は、どうすれば登記申請が受理されるのかを聞きたいのと思うが、こう書けば登記は通るというような、個別具体的な作成支援はできないので、どこまでが登記手続案内で対応できる範囲なのか、相談者に理解してもらう必要がある。

⑩市民にどこまでが手続案内でどこまでが相談なのか理解してもらうのは難しい。

市民が考える範囲(申請書や添付書類の作り方、書き方を教えて欲しい、有効性のチェックをして欲しい)と相談員側が考える範囲は異なる。さらに細かく言えば、市民側、相談員側も個人個人で考える範囲は異なると思うので、一律に区切って対応することは難しいと感じる。相続登記義務化に伴い、本人申請の法務局窓口への問い合わせは今後増加すると思われる。市民が、早く簡単安く済ませたいと思うことは当たり前のことである。

義務だから登記しにきたのに、なぜ教えてもらえないんだ？過料が嫌だから登記しにきたのに、結局司法書士に頼んだら、過料払うのと変わらない金額がかかる。登記制度に納得しない市民は一定数出てくると思われる。”

⑪時間的に限られた中で回答することが難しかった

⑫この登記をすることによって、申請意思の問題がないとどういうデメリットが自分に起こるか本人自身に考えてほしいと思う。

⑬何とか相手にわかりやすく教えるために、こういった理由でこの書類が必要だと説明しますが、うまく伝わらなかったり、時間が足りないです。

⑭表題登記の相談があると困ることがある

⑮インターネット上の様式記載例を閲覧するよう案内しているが、インターネットを満足に利用できない高齢者の存在、法務局の公開する様式の、細かい部分の不備

⑯相談者も概ね二通りに大別出来、一方はほぼ何も分からないという相談者で、他方はほぼ完ぺきな申請書を作成し、細かいところをチェックして欲しいという相談者である。前者については、前述したように登記手続案内が実質的に申請書の雛形の紹介であるから、殆ど役に立たず門前払い状態になってしまう点が課題だと思う。他方、後者については、事前審査になってしまうため、本来、行ってはいけないのだろうが、口頭で指示する等、現場で行われているケースが多く、これは問題だなと感じる機会はあった。

⑰法務局に来れば何とかなると、何もわからない人ばかりが来ていて、結局書類を指さして、ここ

はこう書いて、と実質作成支援になっていた

【コメント】

相談員が本人申請の相談として課題は、大きく分けて2点であったと分析できる。

①登記相談・登記手続案内の限界

●何も分からず登記相談・登記手続案内を利用し、その場で登記申請が可能な状態にすることを求められるケースがあり、現場では対応に苦慮しているケースがある。

●個別具体事例の相談には対応できないため、ひな形等を案内するが、インターネットを利用することが困難な高齢者などは、自ら対応することが出来ず、ITリテラシーに乏しい市民が自らの手で登記申請をすることが難しい現状がある。

②本人申請による不実な登記の可能性(オレンジ)

●書類だけを整えた登記申請であっても法務局の書面審査では、確認することが出来ないため、不実な登記であっても、本人申請の場合は登記が完了してしまう懸念がある。

●不動産登記制度の形式的審査によって登記の真正を担保するには限界がある。

●実体は登記申請困難な事案であっても、外形だけ登記申請出来る形にすることを求める相談がある。

③本人申請を装った非司行為(緑)

●本人申請の形をとった非司行為である可能性があっても、相談に応じるしかない現状がある

【商業・法人登記】

4-① 本人申請に関する相談類型として多いと思う順位

- 1番目に多い:役員変更登記申請に関する相談
- 2番目に多い:本店移転登記申請に関する相談
- 3番目に多い:解散・清算終了登記に関する相談
- 4番目に多い:目的変更登記申請に関する相談
- 5番目に多い:設立登記・設立手続に関する相談
- 6番目に多い:増資・資産の総額の変更登記申請に関する相談
- 7番目に多い:その他

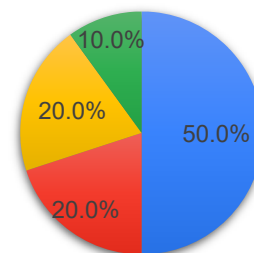
4-② 本人申請の相談内容として多い順位

- 1番目に多い:登記申請書の書き方
- 2番目に多い:必要書類について(作成方法を含む)
- 3番目に多い:株主総会などを含めた前提手続きについて
- 4番目に多い:その他

4-③ 他士業などが本人申請支援の前提として相談をしていると思われるケースはありますか？

(回答20)

ある:10人(50.0%)
よくある:4人(20.0%)
ない:4人(20.0%)
あまりない:2人(10.0%)



■ ある ■ よくある ■ ない ■ あまりない

【コメント】

●70%の相談員が、他士業が法務局の相談を利用していると思われるケースがあると回答しており、法務局の登記相談や登記手続案内が非司行為の温床となっている可能性もある。

●不動産登記に対する同じ質問(③-10)では「ある・よくある」の回答は43.7%であったことから、商業・法人登記に関して、他士業が本人申請支援の前提として相談を利用している実態がある。

4-④ 他士業などが本人申請支援の前提として相談をしていると思われる相談の具体的事例があれば教えてください。

①役員変更登記、設立登記

②商業・法人登記は、当該会社・法人の担当税理士事務所職員などが時折関与していた様に見える。

③NPO 法人、医療法人は行政書士が多く株式会社は税理士が多い。

設立は行政書士も税理士も多い”

④設立登記における行政書士の定款作成

⑤目的変更、役員変更

⑥定款のみ行政書士名で作成されており、その他の書類も明らかに作成している設立登記。税理士等が役員変更の退任就任日等の間違いで取り下げとなった申請について、再申請するために詳細を尋ねてくるケース”

⑦窓口相談にくるのは殆どが当事者という印象。一方で、電話相談の場合は士業と思われる方からの相談も少なくない。ただ、士業であることを明かして相談をしてくるケースはほとんどない(司法書士、弁護士は除く)。質問の内容や、使っている言葉からそれと推測される。印象的な思い出は、過去にお付き合いしていた税理士からの電話相談に対応したことがありました(名乗りませんでした、声色からわかりました。先方が私に気がついたかどうかは不明)。

⑧無資格者と思われる方が、長年にわたって継続的に相談にくる。毎回異なる法人で、代理人として登記申請書には表示されている。管轄も毎回異なり、全国各地だが、当管轄に関する相談はないように思う。法務局職員も当然認識している。非司行為を支援しているような状況なので個人的には断りたいが、反社勢力の可能性も感じるので下手に個人的な対応はしたくない。組織的な対

応が必要だと思う。

⑨会社の従業員ではないと思われる相談者から地域の異なる関連のない複数の会社の役員変更登記について相談を受けた。

⑩一般に使われない法律用語が複数でる

⑪最近はない

⑫設立、役員変更など全般(税理士、行政書士など)

【コメント】

相談員が他士業などが相談をしていると思われる相談の具体的事例は、大きく分けて2点であったと分析できる。

①相談傾向(青)

●会社の設立登記、役員変更登記において、他士業からの相談が多い傾向がある

②相談が多い他士業(オレンジ)

●不動産登記に対する同じ質問(③-11)同様、行政書士、税理士が、本人申請支援の前提として相談していることが明らかとなった。

4-⑤ 本人申請の相談として課題として感じていることがあれば教えてください(できるだけ詳細に記載願います)

①不動産と同じ

②本人申請を行いたいとの市民の意向を敵視するのではなく、司法書士がどのようにして本人申請を支援していけるのかという視点も大切だと思う。インターネットなどで市民も容易に必要な情報にアクセス出来る中で、司法書士もその情報戦に乗り遅れない必要があると考える。

③不動産にも書きましたが、商業も本人のふりして電話かけてくるケースが多いです。しかもかなりくだらない問い合わせも多いのでこの件は司法書士業界内部でも検討が必要だと思う。コンプライアンス的にはNGでも登記はOKな場合が難しい

④そもそも「登記」「定款」等、根本的なことを理解していない者に「手続き」を案内することの難しさと無意味さを感じる。

⑤商業については司法書士相談員の相談スキルにも不安があり、法務局が司法書士相談員に商業法人登記の相談を担当させない傾向がある。また、司法書士に依頼に行ったが、扱ってないという理由で拒否されたケースもあり、一概に登記案内だけを問題視できない現状にある。

⑤登記が完了しさえすればいいので、実体は無視しがち。当然、法務局サイドは実体の部分は相談に応じることはできない。

⑥「登記手続案内」とはいうものの、相談員が実体法に関する判断を一切せずに案内すればほぼ確実にクレームになる(たまに試しに実体判断をしないで案内すると本当にクレームになりかける)。例えば、役員の任期計算の抽象的なルールを伝えたところで、具体的なあてはめができる人はほぼいない。結果、クレーム回避するために相談員が具体的な任期满了日を提示することになる。し

かし、これは手続案内ではない。課題というより、「手続案内」だけで済ませられるような対応方法があるなら知りたい。

⑦実体の伴わない登記が作出されるおそれがある。

⑧不動産登記に比べ、会社法人登記はもともと本人申請の素地があるため、比較的問題は少ないように感じる。オンライン申請が普及する見通しが見えないことは気になっている

⑨個別具体的な事情を聞かない、登記手続案内だけでは、役員変更登記すら覚束ないと思うが、登記申請後、本局で何回も補正をしてという話はよく聞く。法人登記についても登記手続案内だけでは消化不良となっている実態があると思う。

【コメント】

相談員が本人申請の相談として課題は、大きく分けて2点であったと分析できる。

①登記相談・登記手続案内の限界

●登記相談や登記手続案内だけでは、相談者の最終的な目的である登記完了までを支援することが出来ないが、その乖離が制度上埋められていない。

●登記相談や登記手続案内の制度と、利用者である市民のニーズにギャップが生じている。

②本人申請による不実な登記の可能性(オレンジ)

●現在の商業登記制度においては、実体が伴っていない登記がなされてしまう点を危惧。

●登記申請可能な書類だけを整えることに、市民の意識が向いており、会社法をはじめとする各種法令に対する順法意識が希薄になるケースがある。

年末年始 労働・困りごとLINE相談会 (2022年12月29日～2023年1月3日) 相談員アンケート集計表

相談員数36名，有効回答23名

Q1. 「年末年始 労働・困りごとLINE相談会」への参加経験

	人数	割合
今回が初めて	8名	34.8%
2回目	7名	30.4%
3回目	8名	34.8%

Q2. LINE等によるテキスト相談の経験

	人数	割合
今回が初めて	10名	43.5%
経験あり	13名	56.5%

Q3. 今回の相談会の端末操作について

	人数	割合
簡単だった	12名	52.2%
どちらともいえない	10名	43.5%
難しかった	1名	4.3%

Q4. 端末操舵について具体的に難しかった，又は簡単だったという点があれば教えてください。

- ・「ラインにもっと慣れておくべきでした」
- ・「特にありませんでした」
- ・「ノートを利用する場合の300文字制限とノート利用で既読が付くのは若干だるいかもしれませんが，チームのライン内での起案を推奨するほうがやりやすいと思います。」
- ・「初めての対応だったが、普段からLINEを使っているので、直感的に使えた。相談員再度としては、全く問題は感じなかった。」
- ・「1年ぶりだったので、LINE for Businessの使い方を忘れていた。思い出すまで時間がかかった」
- ・「公式アカウントは相談者のチャットを見ないと使えない（相談者の投稿後だと既読になってしまう）ため、使用を躊躇した。」
- ・「慣れるまでがひと苦労だが、慣れれば簡単」
- ・「一度やれば要領得ました」

- ・「自分自身に問題があるのですが、テスト送信を間違えてしまいました。」
- ・「定型文章があったので助かりました。」
- ・「2回目で、2年間で空いてしまったが、すぐに感覚が戻った。ただ、初めての方用に LINE 登録だけでなく、ノート操作等の相談対応時のマニュアルもよいと思いました。」
- ・「PC と連携できているのでキーボードで入力できたから。」
- ・「最初のアカウントのページに入るまでがなぜか入れないときがあった。」
- ・「加藤委員長に相談させていただいたノート機能の使用が無効なリクエストとしてできなかった。
(普段から委員会に参加できていないのに本番でのアプリ操作の相談で申し訳ありません!)」
- ・「公式アカウントの機能が充実しており、特に難しい点は無かった。」

Q 5. 面談・電話相談と比較した場合の端末操作や相談対応について

	人数	割合
簡単だった	3 名	13.0%
どちらともいえない	9 名	39.1%
難しかった	11 名	47.8%

Q 6. 面談・電話相談と比較して何が具体的に難しかった、又は簡単だったという点があれば教えてください。

- ・「相談者の相談に対する温度差（ちょっと聞きたいだけの方、緊急性のある方など）があるため、どのような形の導入が良いのか考えさせられた。」
- ・「電話だったらもっと早く対応出来ただろうなあと思いました。ただ労働事件など事件対応に不安な事件についてはテキスト相談だと助かりました。」
- ・「労働相談だったので、回答にやや不安があったが、相談しながらできるのでよかった。相談者が何を聞きたいのかが最初の質問では分かりづらかったので、①相談したいことの主旨②その詳細、内容など、①を早めに送ってもらえるような仕組みにするといいかも」
- ・「回答案の出し方（様子伺いみたいなところ）」
- ・「相手のキャラクターが不明な点。」
- ・「面談と比して、どうしてもやり取りの回数が限られる。そのため、事実の把握に時間を要するよう感じた。」
- ・「相談者からの情報量が少ないため、こちらがいくつか質問しなければならないのですが、文字で残すことになるので内容や言葉を慎重に選ばないといけなくなります。その点が難しいというか、時間と労力が必要だと毎回感じております。」
- ・「難しいのは、面談や電話と違って、詳細な事情を聞くのが大変なこと。返事が返ってこない案件は、相談者の状況が分からないので不安になること。簡単なのは、仲間の知識経験が優れているので、自分で全てを負う必要がないこと」
- ・「チーム制だったので、回答前に相談できてよかったでふ。」
- ・「協力して回答できる点では、簡単だった、というか気持ち的に余裕はできました。」

- ・「グループで意見を出し合うので、多少知識が無くても意見集約などをしてお役に立てる事が分かりました。ただ、勉強不足の分野は知識がないのでそれも難しいのかなと思いました。あらかじめ次の回答を用意しておくというのには目から鱗でした。」
- ・「チーム対応のため相談過誤防止になる。また、他者の相談対応や知識経験が大変勉強になる。ただ、文字で残るため、起案に慎重になり、一つの相談に何時間もかかるため、大量の相談処理には不向きかもしれない。また、三、四人のチームでは1日の対応可能件数は三、四件だと思う。それでも、対応日にはずっとPCに張り付いていた状態だった。」
- ・「要点を聞きだすことが大変だと感じました」
- ・「相談者とコミュニケーションをとること、信頼関係を築くことの難しさは面談、電話の比ではないと思います。また、圧倒的に近道な解決法を助言できないのは大きなデメリットで、案件によっては電話と併用が適切かと思います。」
- ・「相談者の説明が漠然としすぎて、聞きたいことが山ほどあるのだが、あまり一度に聞きすぎてもいけない、というジレンマという」
- ・「文字だけで情報を判断することになるから」
- ・「やはりテキストに残る相談というのは難しいと改めて感じた。間違えても訂正が難しい。また、相談者の気持ちの配慮が難しく(それをしすぎるとただただ冗長になる)、その点でも難しかった。」
- ・「どうしても文字として残るので相談者への思いやりや正しい情報、あいまいにせざるを得ない回答の表現など相談者の気分を害したり誤解したりしないように気を付けるところ。」
- ・「文字に残るので、やはり言葉遣いは慎重になる。また、相手の顔色が窺えないので、どの程度の深度の情報を提供したらよいのか、悩ましい。」
- ・「起案後のチームの確認作業に時間を要することがあった。相談員によっては、単独回答でも良いのではないか。」
- ・「面談と比して、どうしてもやり取りの回数が限られる。そのため、事実の把握に時間を要するように感じた。」

Q7. 相談員のチーム編成や各相談日のチーム数について

	人数	割合
適切だった	23 名	100%

Q8. 相談員のチーム編成、各相談日のチーム数等についてご意見があれば記入してください。

- ・「できれば事前にチームでお話してた方が良かったかも」
- ・「チーム数は問題ないと思いますが、相談数が読めないなので、相談者が多いと感じたときは、すぐに遊軍編成に取り組んで良いと思います」
- ・「人数確保が難しいと思うが、できれば1日3組欲しい」
- ・「個人的には、ちょうどよい人数だと思う。これ以上多くても責任が不明確になるし、少なかったら少ないで負担が大きいのと、知識に偏りができてしまう。」
- ・「チーム編成は突発的な出来事に対応するため多いに越したことはないと感じました。」

- ・「1日のみ、対応も1件のみでサボることとなりすみませんでした」
- ・「現状でいいのではないかと思います。」
- ・「全体的にはバランスの取れたチーム数だった。ただ、初日はやはり相談が集中するためもう一つチームがあってもよい。今回は臨機応変に臨時チームを編成していた。なお、予備チームはあくまで予備であり、相談が重なってもある程度は正チームで対応するよう配点していただいたかった。」
- ・「グループ制で行うのであれば、もう少し相談員が多いと良いと感じた。慣れている方がいれば、3人1組でも対応は可能だと感じた。」
- ・「初日は多くてもよいかもしれません」
- ・「予備チームが予備でない状態でしたが、お祭りだからウェーイ！」
- ・「やはり、初日が多くさすがに大晦日元旦は少ないという傾向はリーダーの読み通りだったかと思います。とはいえ、相談がたくさん寄せられ、ほぼ予備チームがほとんど出動することにはなったので、予備とせずに本チームにしておいてもよかったかもですね。あくまで結果論です。」
- ・「こればかりはやってみないとわからないのでしかたないのではないかと思います。」
- ・「1チームは3～4人が適していると思う。相談内容を検討するのに多すぎず少なすぎずの人数だと思う。チーム数については相談件数が読めないので判断しづらい。」

Q9. 相談員としての負担感について

	人数	割合
まったく負担は感じなかった	2名	8.7%
それほど負担は感じなかった	5名	21.7%
どちらともいえない	9名	39.1%
まあ負担に感じた	7名	30.4%

Q10. 12/29～1/3の6日間の開催期間について

	人数	割合
長い	2名	8.7%
どちらともいえない (ちょうどよいを含む)	21名	91.3%

- ・「長いとは思えませんが、年末年始の親族への挨拶等の中での対応はみんな、どう対応していたのかなと思いました。妻の実家の親族がいる中での作業は、ただただやりづらかったです（まあやってましたけど）。」
- ・「どちらともいえないというか、ちょうどよいのでは。相談者の年末年始休暇に合わせることに意味があるのだから。」
- ・「開催期間はよいとして、実際の相談対応時間を9時～17時にするなどして、できれば夜間対応は「なし」がよいと感じました。」
- ・「年末年始という事業の特性上、適切だと思う。」

Q11. 今回の相談会の広報について

	人数	割合
成功だったと思う	20 名	87.0%
どちらとも言えない	2 名	8.7%
その他	1 名	4.3%

Q12. 事前説明会やプレテストについて

	人数	割合
わかりやすかった	14 名	60.9%
どちらともいえない	3 名	13.0%
わかりにくかった	1 名	4.3%
その他（不参加など）	5 名	21.8%

Q13. 相談会期間中の運営について

	人数	割合
適切だった	22 名	95.7%
その他	1 名	4.3%

・「トラブルもあったようですが、おおむね良かったのではないのでしょうか？」

Q14. 今回の相談会に参加した感想

	人数	割合
参加してよかった	22 名	95.7%
その他	1 名	4.3%

Q15. 本相談会の継続開催の是非について

	人数	割合
今後も継続すべき	19 名	82.7%
どちらともいえない	2 名	8.7%
開催を見直すべき	1 名	4.3%
その他	1 名	4.3%

・「戦力次第です！」

Q16. その他、今回の相談会についてご意見、今後のご要望、改善点等ございましたら、自由にご記入ください。

・「年末年始の恒例行事として定着しつつあるかと思います。反面、どうしても運営側の負担は大きいので、メンバーが充実している年は分担してやれるかもですが、そうでない年度はここまでの体

制をとれないことはあるかもしれません。(常任が一人しかいないときとか・・・) また、この事業に限ったことではないですが、各委員会の事業は担当は各委員会ですが、役員とくに正副は、今回のように積極的に協力してもらえるとありがたいなとは思いました。もちろん無理のない範囲で。結論、ワークライフバランスを保ちながら、この相談会は続けられたらとは思いました。それから、改めて日本社会のパワハラ体質はひどいなと実感しました。反面、いわゆる生活困窮メインの相談はそこまでなかった気がします。広報として、労働を一番メインに出しているの、当たり前なのですが、そこも相談頂けるようにできたらとは思いました。ただ、間口を広くすると広報がぼやけるので難しいところです。とにかく、せさしすメンバーの方のパワーがさく裂した相談会だったと思います。ありがとうございました。」

- ・「複数人でチームを作って回答することには意義があると思う。ただ、すべてを複数人でチェックして回答案を作成する必要は無いようにも感じた。例えば、最初うちの事実確認だけは代表者がど
んどん質問をして、事実の把握を早期に行うことも一つの方法だと思う。そのほうがテンポのよいやり取りができるため、相談者にとっても『相手をしてもらっている』という満足感を得てもらえるのではないだろうか。」
- ・「せさしす委員会のみなさまにおかれましては、大変お疲れ様でした。運営は完璧だったと思いますが、運営サイドのメンバーが実質全日参加になるのは、今後の継続的にはまずいかもしれません。自前の精鋭でやったほうが楽というのはあると思いますし、すごくわかるんですが、メンバーが変わったらできなくなりますし、将来の委員への重圧にもなるかもしれません。」
- ・「1日シフトに加え、午前シフト、午後シフトなどあるとより良いかなと思いました。(シフト組むのも大変かと思いますが・・・) ライン相談会大変勉強になりました。また次回も可能な限り参加したいと思います。宜しくお願い致します。(委員会も脱幽霊委員になるべく善処致します・・・)」
- ・「電話相談に比べて長時間拘束されるので、もう少し電話(ボイスチャット)も併用してはどうかと思います。初期段階で LINE でそのまま相談する人と、LINE では予約だけにして、電話で相談をする人に分けるとか。」
- ・「初めての参加でした。過去のノートを見たり、チームの皆さんの考え方を知れたり、本当に勉強になりました。ただ、自分の知識が乏しく、役に立てませんでした。次回までに勉強して、また参加します！」
- ・「運営の皆様、大変お疲れさまでした。他の方の相談対応を拝見できたことで疲れも吹き飛びました。労働法を含め、生活困窮者への対応について「さらに勉強したい」という契機となりました。」
- ・「相談員、運営側のみなさまの負担を考えると大変な事業だと思いますが、権利擁護、司法書士にとっての相談ツール拡充などさまざまな視点からとても意義のある事業だと感じました。」
- ・「あまりお役に立てずすみませんでした。相変わらず普段あまり出会うことがない労働相談が多く、LINE 相談の特徴だなと感じました。他の分野にも広がるとよりいいと思いました。」
- ・「せさしす委員会の皆様、相談員の皆様本当に運営お疲れ様でした！年末年始によい活動ができたと思います。改善すべきは改善し、来年も開催しましょう。恩返し、最高！」
- ・「実際には相談したい人は、ずっと多いと思います。相談しやすい環境を整えることも必要だと感じます。」

- ・「今後も広報が肝になる。相談したいところに情報が届く広報を検討していくべき。」
- ・「LINE 相談は、常設化も視野に入れて、検討する余地があると感じた。」
- ・「誤爆などのミスをシステム的に防ぐ方法は、ないものかと思います。」
- ・「相談会自体は、とてもよかったと思います。あとは、ぜひ継続を！」
- ・「直接相談会と関係ありませんが、年越し zoom が楽しかった」
- ・「年末年始に他のたまった作業が進まないのは痛い」
- ・「悪ふざけはどうしても気になります」

YOU やっちゃん なよ！

全国大会・全国研修会 を主管してみませんか？

第52回 全青司 かがしま全国大会
第55回 全国青年司法書士協議会定時総会
主催：全国青年司法書士協議会 主管：鹿児島県青年司法書士会 後援：九州ブロック司法書士会協議会 鹿児島県司法書士会



単位会のスキルアップに！ 地元のPRに！ 人脈拡大に！

お問い合わせは、大会研修会委員会まで！

大会研修会委員会 委員長 藤原英里

lavieenrose318@yhb.ne.jp

全国大会とは

目まぐるしく変化する
社会情勢の中で、司法
書士が社会に必要とさ
れる存在であるために、
どのような信念で、何
に取り組み、いかに行
動するか、「司法書士の
あるべき姿」を全青司会
員間で議論・共有する機
会となる大会。

毎年2月下旬～3月上旬
に行われ、全青司定時
総会と同時開催される。

全国研修会とは

全青司や各单位青年会
がこれまで取り組んで
きたテーマについて最
先端の情報提供を行い、
各单位青年会の活動の
発展に寄与するもの、
ないしは、これから司
法書士が取り組むべき
テーマについて全青司
会員間での問題意識共
有を図る研修会。

毎年8月～11月の期
間内に開催され、2日
間にわたって多彩な分
科会を設けて行われる。

2023年 生活保護相談会マニュアル

人権擁護委員会 内藤俊文

開催地：札幌、釧路、秋田、福島、茨城、千葉、東京、埼玉、群馬、神奈川、
長野、富山、兵庫、岡山、島根、福岡、熊本、鹿児島、沖縄

1 生活保護相談会前日まで

相談員名簿の作成、配転（受託者）名簿（同行支援可能な会員）の作成、相談票等の印刷、相談会場の開場時間の確認等お願い致します。

マスコミの掲載・取材依頼がある場合、当日対応担当者の確認と本部内藤へメール（mail：rsm81962@nifty.com）で事前のご連絡をお願いします（特にテレビ取材）。

2 令和5年1月22日（日）当日の動き

(1) zoom への参加（なるべくご利用ください）

9時から開設しています。参加会同士や本部とのリアルタイムな連絡や配転等（後述）のやりとりには有用ですので、是非ご入室ください。

全国一斉生活保護相談会

<https://us02web.zoom.us/j/88125236907?pwd=eXRHc3Q5OEZxV0hKeUwxREFNK05idz09>

ミーティングID: 881 2523 6907

パスコード: 989318

- ※マイクは常時ミュートにしておき、必要な時にミュート解除ください。
- ※呼びかけが分かるように、音声は聞こえるようにしておいてください。
- ※カメラのON/OFFは任意です。

(2) 電話接続の確認

10時開始時間が過ぎても当分電話がない場合は携帯電話で接続の確認をお願い致します。一番近くの地域の電話番号に繋がる予定です。全く違った地域に接続される、つながらない等ありましたら早急に下記本部にご連絡をお願いします。

当日のテレビ取材など、受電状況次第で、集中する他県の相談受け入れをお願いする場合がありますので、宜しくお願いいたします。

(3) - ① 相談票について

相談時の聴取用として、相談票（添付）を用意しました。相談内容がいったん落ち着いた段階又は冒頭で必要事項をすべて質問し（氏名・電話番号は継続相談にならない場合は聞かなくても構いません）、相談票の内容を聞き取ってください。記入した相談票原本は各会場にて保管してください。

報告については、例年相談票をメール等いただいていたましたが、今年からG o o g l eフォームに相談1件ずつ直接ご入力いただく方法でお願い致します（全青司や他会に配転依頼するものを除き、相談票自体の提出は不要です）。令和5年1月27日（金）午後5時までに全件分の入力をお願い致します。

相談票G o o g l eフォーム

<https://forms.gle/vCDVq1hTRnxipUXC9>

(3) - ② 重要項目（特に聞き漏らさずに記入してもらいたいこと）

以下の項目は特にできるだけ丁寧な聞き取りしていただくようお願い致します。

①事例検討等に利用することの承諾の有無

②どこで知ったのか

（〇〇新聞、〇〇テレビの〇〇の部分まで聞き取ってください。）

③継続相談の有無（引継ぎ先の有無）

④自動車保有に関するアンケート

⑤福祉事務所の違法性の有無

⑥生活保護受給なしの場合は保護利用の要否判定

※⑤⑥の部分は相談員にてご検討の上、必ず記入をお願いします。

(4) 速報値報告

当日17時までにG o o g l eフォームへの入力をお願いします。

速報値G o o g l eフォーム

<https://forms.gle/vEHfXBG9fukCh8Fv6>

(5) 当日連絡先（本部）

福島 内藤俊文 携帯電話 090-5842-3085

茨城 荘原直輝 携帯電話 080-3876-9082

- (6) - ① 同行支援が必要な相談（氏名・電話番号・住所の聞き取り必須）
相談者の所持金・健康状態などから緊急対応が必要か判断し、**緊急の場合**は「明日以降3日以内に」そうではない場合は「1週間以内を目安に」、「担当の者から連絡します」と回答を行って下さい（緊急度の高いものは早急にご対応お願いします）。
その上で以下の場合分けに従って、配転をお願いします。

☐ 地元会の場合

原則、地元会の配転（受託者）名簿に基づき配転を行って下さい。
相談票の本部提出は不要です（フォーム入力をお願いします）。

☐ 他県の場合

- ①開催県の場合は、随時、zoomで直接呼び掛けるか、本部担当者までご連絡ください。その場で調整します。相談会終了後もしばらくzoomは接続しておくので、開催県同士で配転依頼が可能です。
配転先が決まりましたら、相談票に緊急か否かを明記し、配転先に相談票をFAX又はメールで直送してください。
（配転が済みましたら、相談票に「〇〇会に配転済」と明記）
相談票の本部提出は不要です（フォーム入力をお願いします）。

- ②開催県以外や当日調整がつかなかった場合、本部で調整の上早急に配転を行います。必ず相談票の同行支援必要と全青司対応依頼にチェックを入れ、緊急か否かを明記した上で、相談票自体を当日17時までに人権擁護委員長内藤（rsm81962@nifty.com）までメールにてご提出の上、フォーム入力は会場にてお願いします。

なお、対応に関する注意等の引き継ぎ事項はできるだけ詳しく相談票に記載してください。また、相談担当者が引き続き処理する案件以外は、継続後の対応に関しては引継ぎ先の司法書士とご相談してくださいと回答してください。（例：自宅に訪問してお話をお聞きします等具体的な約束は極力控えてください）

- (6) - ② 生活保護相談を行うことに対するクレーム

生活保護バッシングの影響で毎年数件電話相談会に対するクレームの電話があります。その場合は反論を行わず**傾聴**したうえで聞き終わったら「貴重なご意見ありがとうございます。」だけで電話を切り相談票のチェック項目にその旨のチェックだけお願いします（特に個人情報などは聞き出す必要はありません。）行政書士法違反のご指摘がございましたら「あくまで同行支援で申請書の作成は本人にさせていただいております」と回答してください。

- (7) 継続相談について

継続して電話相談が必要と思われる場合には、全青司ホットライン及び生活保護専門ダイヤル電話番号を告知してください（ホットラインTEL：03-3359-3639、平日15：00～17：00、生活保護専門ダ

イヤルTEL：03-3351-4911：月曜13：00～15：00）。会場に黒板があるような場合はだれから見やすいように記載しておくことをお勧めします。また、生活保護以外の登記相談などが間違ってきた場合のために本会の相談番号等も表示しておくこともお勧めします。

3 相談会終了後

(1) 速報値及び相談票報告

上記2記載に従って、速報値は当日17時まで、相談票は1月27日までにGoogle フォームにて入力をお願いします。

(2) 速報値プレスリリースへのご協力

速報値報告に基づき、令和5年1月27日（金）頃までに速報データを報告します。各地元への速報値プレスリリースの発信をお願い致します。

(3) 広報活動アンケートの実施

今回の生活保護相談会の広報活動のアンケートを実施いたします。今後の相談会活動の貴重な資料となりますのでご協力をお願い致します。

(4) 詳細分析資料の事後プレスリリース

できる限り早急に詳細のデータ分析を行い提供予定です。再度詳細資料の事後プレスリリースの送信へのご協力をお願い致します。

全青司に対応を依頼する場合はこちらにチェックをしたうえで → ☐
rsm81962@nifty.com 充てに、22日当日17時までに相談票をメールしてください。
相談番号 () 聴取者 () 単位会 ()

2023全青司 生活保護相談会・相談記録票 (保護利用 あり 用)			
氏名・連絡先以外の情報を統計や事例検討等の活動に利用することの承諾			☐ 得た ☐ 得られなかった
相談日	2023年 1月 22日		時 分～ 時 分
相談者本人の氏名	本人の年齢	本人の性別	本人の連絡先電話番号
	歳	☐ 1. 男 ☐ 2. 女 ☐ 3. その他	()
どこで知ったか	相談者 → (支援者等、本人と相談者が異なる場合のみ記入)	氏名	連絡先電話番号
			()
本人の住所地 (※同行希望などの場合は、必ず市町村まで聞いて下さい。)			
() 都道府県 () 市区町村			
世帯構成 _____ 人 ☐ 単身 ☐ 夫婦 (内縁)のみ ☐ 夫婦+未成年の子 ☐ ひとり親家庭 (未成年子) ☐ 親+成年の子			
(現在困っている内容)			
(回答要旨)			

継続相談または受任の可否	☐ 1. 電話のみで終了			
	☐ 2. 受任又は同行支援が必要 ☐ 地元単位会で対応する(継続担当者:) ☐ 他県の単位会へ依頼済み(継続担当会:) ☐ 全青司に対応依頼する(継続担当者:)			
分類 (相談終了後に内容进行评估し、該当する ☐ をチェックしてください) *複数選択可				
☐ ①保護費の額について ☐ ②保護廃止について ☐ ③収入認定について ☐ ④保護費の搾取 ☐ ⑤保護課の対応への不満 ☐ ⑥63条・78条返還 ☐ ⑦利用者又は本相談会への苦情 ☐ ⑧意見のみ (左に該当する場合は以下記載不要) ☐ ⑨その他 ()				
具体的にどんなことで困っているか (複数回答可)	☐ ①生活が苦しい 理由 ☐ ア支払われるべき保護費が支給されない。 ☐ イ支出が多い(物価高騰含む)。 ☐ ウ生活扶助基準引き下げ ☐ エ冬季加算引き下げ ☐ オその他 ()			
	☐ ②通院できない 理由 ☐ ア診療が認められない ☐ イ希望する医院での治療・入院が認められない ☐ ウ交通費が支給されない ☐ エその他 ()			
	☐ ③仕事を探しているが見つからない			
	☐ ④厳しい就労指導を受けている ⇒ 書面による指導 ☐ アあり ☐ イなし {具体的に }			
	☐ ⑤保護費を返すように言われた 理由 ☐ ア収入の変化 ☐ イ臨時収入 ☐ ウ財産処分 (63条返還) ☐ エ収入、資産の未申告・過少申告 ☐ オ福祉事務所の計算ミス ☐ カわからない ☐ キその他 ()			
	☐ ⑥保護を廃止すると言われた 理由 ☐ ア収入の増加 ☐ イ臨時収入 ☐ ウ収入、資産の未申告・過少申告 ☐ エ指導指示義務違反 ☐ オ義援金等の支給 ☐ カ世帯構成の変化 ☐ キ親族扶養 ☐ クわからない ☐ ケその他 ()			
	☐ ⑦要保護世帯向け長期生活支援資金 (リバースモーグージ) の利用を迫られている			
	☐ ⑧住宅扶助基準引下げによる転居指導			
	☐ ⑨保護辞退届を書くように言われた・書かされた			
	☐ ⑩担当ワーカーが怖い、高圧的、指導の不満など {具体的に }			
	☐ ⑪貧困ビジネスの被害にあっている {具体的に }			
	☐ ⑫他者からの誹謗・中傷・偏見で悩んでいる 具体的に ()			
	☐ ⑬その他 ()			
	緊急度	☐ あり ☐ なし		
	福祉事務所の対応の違法性判定 (困っている事情が福祉事務所に起因する場合)	☐ 違法の可能性が高い	判定理由	
☐ 違法の疑いがある				
☐ 判定できない又は適法				
自動車保有に関するアンケート (可能であればご協力をお願いします)				
Q1 現在自動車は保有していますか? ☐ はい ☐ いいえ				
Q2 交通の便が悪い地域に居住している、通勤・通院・介護・育児などに必要、などの自動車がないと生活が不便なご事情はありますか? ☐ はい ☐ いいえ				
Q3 生活保護利用者には自動車の保有を認めない運用について改善が必要だと思いますか? ☐ 必要 ☐ 不要 ☐ わからない				
Q4 自動車保有その他国に求めたいことがあれば教えてください。				

全青司に対応を依頼する場合はこちらにチェックをしたうえで → ☐
rsm81962@nifty.com 充てに、22日当日17時までに相談票をメールしてください。

相談番号 () 聴取者 () 単体会 ()

2023全青司 生活保護相談会・相談記録票 (保護利用 なし 用)			
氏名・連絡先以外の情報を統計や事例検討等の活動に利用することの承諾			☐ 得た ☐ 得られなかった
相談日	2023年 1月 22日		時 分～ 時 分
相談者本人の氏名	本人の年齢	本人の性別	本人の連絡先電話番号
	歳	☐ 1. 男 ☐ 2. 女 ☐ 3. その他	()
どこで知ったか	相談者 → (支援者等、本人と相談者が異なる場合のみ記入)	氏名	連絡先電話番号
			()
本人の住所地 (※いくら受給できるのか確認、同行希望などの場合は必ず市区町村まで聞いて下さい。)			
() 都道府県 () 市区町村			
世帯構成 _____ 人 ☐ 単身 ☐ 夫婦 (内縁)のみ ☐ 夫婦+未成年の子 ☐ ひとり親家庭 (未成年子) ☐ 親+成年の子			
世帯収入 (月額)	円	所持金	円
(現在困っている内容)			
(回答の内容)			

継続相談または 受任の可否	☐ 1. 電話のみで終了		
	☐ 2. 受任又は同行支援が必要		
	☐ 地元単体会で対応する(継続担当者:)		
	☐ 他県の単体会へ依頼すみ(継続担当会:)		
☐ 全青司に対応依頼する(継続担当者:)			
分類 (相談終了後に内容の評価し、該当する□をチェックしてください) *複数選択可			
☐ ①生活保護制度利用の可否について ☐ ②保護課で申請を断られた・拒否された			
☐ ③利用者又は本相談会への苦情 ☐ ④意見のみ (左に該当する場合は以下記載不要)			
☐ ⑤その他 ()			
保護利用の要否	☐ 「要」(要の可能性が高い) ☐ 「否」(否の可能性が高い) ☐ 不明・判定不能		
生活困窮原因 (複数回答可)	☐ ①失業・無職 (稼働可能) ☐ ②失業・無職 (病気・障害) ☐ ③低賃金		
	☐ ④無年金 (高齢) ☐ ⑤無年金 (障害) ☐ ⑥無年金 (その他)		
	☐ ⑦年金が少ない ☐ ⑧ひとり親 ☐ ⑨支出が多い		
	☐ ⑩多重債務 (↓) ☐ ⑪住居喪失状態 ☐ ⑫住居喪失の可能性		
	☐ 現在借金がある。(債権者数 者, 債務総額 円)		
	☐ 借金の理由 (□生活費□保証□事業資金□浪費□その他)		
☐ ⑬その他 ()			
緊急度	☐ あり ☐ なし		
福祉事務所へ 行ったか	☐ ①行った ☐ ア 申請済・審査中 ☐ イ 相談のみ等ア以外		
☐ ②まだ行っていない			
福祉事務所の対 応の違法性判定	☐ 違法の可能性が高い		判定 理由
	☐ 違法の疑いがある		
	☐ 判定できない又は適法		

自動車保有に関するアンケート (可能であればご協力をお願いします)	
Q 1 現在自動車は保有していますか?	☐ はい ☐ いいえ
Q 2 交通の便が悪い地域に居住している、通勤・通院・介護・育児などに必要、などの自動車がないと生活が不便なご事情はありますか?	☐ はい ☐ いいえ
Q 3 生活保護利用者には自動車の保有を認めない運用について改善が必要だと思いますか?	☐ 必要 ☐ 不要 ☐ わからない
Q 4 自動車保有その他国に求めたいことがあれば教えてください。	

※本文書は民法家族法制見直しに関する中間試案に対する全青司の意見書（仮案）です。

2023年1月15日時点でのたたき台であり、修正変更の可能性が大きいものです。

※本文書は全青司会員、単位青年会会員への配布を可能としますが、全青司会員及び単位青年会会員以外への外部流出は厳禁とさせていただきます。

全青司2022年度会発第●●号
2023年2月 日

法務省民事局参事官室 御中

全国青年司法書士協議会
会長 内田 雅之
東京都新宿区舟町 1-18 ロイクラトン四谷
TEL 03-3359-3513 FAX 03-3359-3527
Email info@zenseishi.com
URL <https://www.zenseishi.com>

意見書（仮案）

家族法制の見直しに関する中間試案に対する当協議会の意見は、以下の通りである。

（前注1）

本試案では「親権」等の用語については現行民法の表現を用いているが、これらの用語に代わるより適切な表現があれば、その用語の見直しを含めて検討すべきであるとの考えがある。

【意見の趣旨】

1. （前注1）につき、賛成する。
2. 親権については「子ども保護」と表現を改めることを提案する。
また、「保護責任」「親後見」「親責任」「親配慮」との表現もあり得る。

【意見の理由】

1. 用語の表現を改めることについて
現行民法の用語の表現は親などの子どもを養う側（以下、前注では「親等」という。）の視点に重きを置いた表現になっている。それが機能していた時代であればよいのだが、現在は、親等は子どもに対する権利としての面を強調して主張するようになった。

例えば、親権という表現がある。

「親『権』」の『権』という表現を権利と捉え、子どもに対して絶対的な権利行使ができると勘違いしている親等がいる。加えて、子どもを利用した駆け引きにも利用する親等もいる。これは間違った考え方であるが、先にも述べた通り「親『権』」の『権』を主張の軸としているところに問題があると考えられる。

本来、子どもは生まれた時から人格を持った人間である。しかし、未熟なためにそれを代わって身上監護や財産管理を行う者が必要である。それが親等である。「親『権』」とは、どちらかという、子どもが今後生きていくための権利というのが正しい理解である。親等は子どもが成長していくことを保護する義務を負っていると考えられる。

よって、親等の間違った理解を正すために用語の表現を改めるべきである。

2. 親権を「子ども保護」と表現を改めることについて

当協議会は親権という表現を「子ども保護」と表現を改めることを提案する。

用語を改めるにあたって考えなければならないのは、主体は「子ども」であり、子どもが自ら正しく成長するための権利であることを想起するような表現にすべきということである。

児童の権利に関する条約には「法定保護者」という用語がある（参照 外務省 HP (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html>)）。原文では「legal guardian」のことであり、ある主体の法律上の後見的な立場の者を指すようである。

親等は、子どもの法律上の後見的な立場で子どもの身上監護や財産管理を行うべき義務を負っていると考えられる。ただし、ここで義務という表現を用いると親等には負担を課すように捉えられることが考えられ、前向きに子どもの身上監護や財産管理を行うことをしなくなることが懸念される。これでは本末転倒である。

そこで、親権を「子ども保護」という表現に改めて、主体を子どもとして親等は身上監護や財産管理を含んだ包括的な保護をすることが目的であることを認識して、実践してもらうことを求めるものである。

（前注2）

本試案で取り扱われている各事項について、今後、具体的な規律を立案するに当たっては、配偶者からの暴力や父母による虐待がある事案に適切に対応することができるようなものとする。

【意見の趣旨】

1. （前注2）につき、賛成する。

【意見の理由】

1. 配偶者からの暴力や父母による虐待がある事案に適切に対応することについて

現在の日本において、親（両親又はひとり親）と子どもという家庭が多く、三世代以上が同居する大家族は少なくなっている（参考 令和2年国勢調査（[令和2年国勢調査 人口等基本集計結果 結果の概要 \(stat.go.jp\)](#)））。また、地域においても自治会や町内会などの地域の組織に属しない家庭が増えている。よって、子どもをめぐる環境が大きく変わってきた。子どもは親が育てなければならず、大家族で、地域で子どもを見守ることはもうできない。

今回の法案が成立したとしても実効性のある制度とならなければ絵に描いた餅となる。

そこで、配偶者からの暴力や父母による虐待がある事案に適切に対応することは重要である、それを実現するための制度を創設することは法案成立と同時に行うべきものである。

第1 親子関係に関する基本的な規律の整理

1 子の最善の利益の確保等

- (1) 父母は、成年に達しない子を養育する責務を負うものとする。
- (2) 父母は、民法その他の法令により子について権利の行使及び義務の履行をする場合や、現に子を監護する場合には、子の最善の利益を考慮しなければならないものとする（注1）。
- (3) 上記(2)の場合において、父母は、子の年齢及び発達の程度に応じて、子が示した意見を考慮するよう努めるものとする考え方について、引き続き検討するものとする（注2）。

（注1）親の権利義務や法的地位を表す適切な用語を検討すべきであるとの考え方がある。

（注2）本文(3)の考え方に加えて、父母（子と同居していない父母を含む。）が、できる限り、子の意見又は心情を把握しなければならないものとするとの考え方がある。

【意見の趣旨】

- (1) につき、趣旨には賛成するが、現時点での明文化には反対する。
- (2) (3) につき、賛成する。
- (注1) につき、特段の意見はない。
- (注2) につき、現時点での明文化には反対する。

【意見の理由】

(1) につき、父母が成年に達しない子に対し養育する責務を負うこと自体には異論はなく、賛成する。但し、明文化した場合には、補足説明 7 頁の注(1)の説明にも記載のある通り、親のみが子の養育の責任を負うと誤解され、その結果として社会による養育支援が阻害される恐れがある。特に国や地方公共団体による公的支援について、子の養育は第1義的には親の責任であるとして、支援の遅延の原因となる恐れを否定できない。

DV・虐待・育児放棄などの様々な要因から、中学卒業直後から、家から独立して、働いている未成年者への支援についても同様である。

親の子に対し養育する責務を明文化する前提として、親の養育する責務の履行の前後を問わず、必要に応じた公的支援を行うことを明文化などにより明確にする必要がある。親の責務の履行については、後日、費用負担を請求できるように立替払の制度を整備することなどでも対応できるものとする。

生活保護の補足率が日本弁護士連合会作成のリーフレットでは最大でも18%しかなく（https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/publication/booklet/data/seikatu_hogo_qa.pdf）、生活保護申請の同行支援を行っている司法書士がいる現況においては、公的・社会的支援を阻害しうる要因を増やすことに反対する。

また、DV・虐待・育児放棄などにより、親権を停止された親や、保護命令こそ出していないが裁判離婚の際に監護者として不適切であると判断された親が、親の子に対する養育する責務を理由として、改めて未成年子に対し干渉してきた場合の対応についても、事前

に整理し、法制度の整備を含めた対応策等を整備する必要がある。

以上を踏まえると、（１）につき明文化するには、社会による養育支援が必要な未成年子にマイナスのインパクトを与えないようにする対策が必須であり、対策が実施されるまでは明文化に反対する。

（２）につき、賛成する。

民法第８２２条懲戒権削除の改正の趣旨と合致するものであり、この最善の利益の確保するために、基本的に賛成する。

但し、民法改正案第８２１条の「子の人格を尊重」と「子の最善の利益」については、一定程度の年齢に達した子においては、いわゆる「愚行権」とよばれる問題がある。中間試案においては、そのバランスを「考慮」という文言で取っているものと認識している。

（注１）の指摘も含め、明文化する際の文言については、引き続き慎重な検討を希望する。

（３）につき、但し、文言についてはさらなる検討を要望する。「子が示した意見を考慮するよう努めるものとする」とあるが、民法第８２２条の「子の人格を尊重」と比較すると後退した印象を否めない。最低でも「考慮」を「尊重」と置き換えるか、「よう努めるものとする」の文言を削除すべきである。

加えて、２０２１年２月２２日付の当協議会の「養育費制度改善に関する意見書」第２３（４）オでも述べた通り、特に離婚前後の子どもたちについては、子どもの意見表明権を確保すべきである。進学や習い事などの子どもの希望を聴取する仕組みを採用し、当の子ども本人を置き去りにしない対応が必要である。

また、子の意見表明権を確保するためにも、子どもへの情報提供が重要である。特に離婚前後の子どもたちについては、離婚法教育の機会を子どもの希望に応じて提供できるよう体制を整備する必要がある。過去に、未成年子に対し共同親権について説明したところ、父母が共同で養育に関わることから父母の復縁を連想させてしまった経験がある。子供に父母を２度失わせる経験をさせるところであったと猛省する経験であった。不十分な情報提供では、錯誤に基づいた子の意見を誘導し、子につらい経験を強いかねない。

併せて、「子が示した意見」をどのようにくみ取るかは慎重に検討する必要がある。第１２回及び第１６回の法制審議会において水野委員がご指摘されたように、未成年子に選択を迫るような、子どもにトラウマの残る、残酷な選択を迫ってしまうことにならないような対応が必要である。法施行後の運用において、慎重な取り扱いがなされるよう引き継ぎ検討することを求める。

（注２）につき、現時点での明文化に反対する。父母が「子の意見又は心情を把握」することが望ましいことには、反対しない。しかし、（１）と同様に、ＤＶ・虐待・育児放棄などにより、親権を停止された親や、保護命令こそ出ていないが裁判離婚の際に監護者として不適切であると判断された親が、「子の意見又は心情を把握」することを理由として、改めて未成年子に対し干渉してきた場合の対応についても、事前に整理し、法制度の整備を含めた対応策等を整備する必要がある。また、離婚した元配偶者の家庭への関与・干渉の口実となりかねない恐れもあり、「子の意見又は心情を把握」しようとする事へのマイナスの論点を整理したうえで、採用するか否かの論議する必要がある。

2 子に対する父母の扶養義務

(1) 未成年の子に対する父母の扶養義務の程度が、他の直系親族間の扶養義務の程度（生活扶助義務）よりも重いもの（生活保持義務）であることを明らかにする趣旨の規律を設けるものとする。

(2) 成年に達した子に対する父母の扶養義務の程度について、下記のいずれかの考え方に基づく規律を設けることについて、引き続き検討するものとする（注）。

【甲案】

子が成年に達した後も引き続き教育を受けるなどの理由で就労をすることができないなどの一定の場合には、父母は、子が成年に達した後も相当な期間は、引き続き同人に対して上記(1)と同様の程度の義務を負うものとする考え方

【乙案】

成年に達した子に対する父母の扶養義務は、他の直系親族間の扶養義務と同程度とする考え方

（注） 成年に達した子に対する父母の扶養義務の程度については特段の規律を設けず、引き続き解釈に委ねるものとする考え方もある。

【意見の趣旨】

（１）につき、賛成する。

（２）につき、【乙案】に賛成する。

【意見の理由】

（１）につき、未成年に対する父母の扶養義務は生活保持義務であることは明らかで、これを民法上に明文化することで、親の未成年に対する扶養義務の適切な履行、父母の離婚時の養育費の取り決めの促進、父母が離婚後も養育費を負担する義務の能動的な履行に繋がることが期待できる。

（２）につき、確かに、子が成年に達した後教育を受けるなどの事情で就労することができないなどの一定の場合には子の福祉の観点から一定の期間は親の扶養義務を生活保持義務を負わせる考え方も理解はできる。しかし、この「一定の場合」をどこまでにするか定めることは困難である。この一定の場合を狭めてしまえば扶養を受けるべき子の権利を侵害することになるが、広くすれば父母の過度な負担にもなる。理由なく引きこもりをしている成人にも父母が生活保持義務まで負わされるのは家族法の趣旨に反する。一方で、生活保護受給者が大学に進学した場合、生活保護を受給できなくなるが、これは、稼働能力や奨学金制度等が理由である。加えて２（１）において未成年に対して生活保持義務を明確にしたとするとそのバランスも考える必要がある。とすれば、子が成年に達した以上は、子が自活していくべきである。もしも、ＤＶ、障害、ヤングケアラー等で金銭的な支援が必要な場合には生活保護等の社会保障制度を充実させることが筋である。また親は子には生活扶助義務を負うので、乙案のように解しても、子に極端に不利益になるわけでもない。もっとも子の福祉の観点から、単に成年に達したという理由のみで扶養義務、具体的に養育費を減額することは到底許されるものではない。安易な養育費の減額により子が路頭に迷わないよう実務での適切な運用を切に願う。成年に達した場合は、父母の子に対する扶養義務は生活扶助義務に留まるので、（注）の議論は不要であり、社会保障制度の拡充を考えるべきである。

第2 父母の離婚後等の親権者に関する規律の見直し

1 離婚の場合において父母双方を親権者とすることの可否

【甲案】

父母が離婚をするときはその一方を親権者と定めなければならないことを定める現行民法第819条を見直し、離婚後の父母双方を親権者と定めることができるような規律を設けるものとする（注）。

【乙案】

現行民法第819条の規律を維持し、父母の離婚の際には、父母の一方のみを親権者と定めなければならないものとする。

（注）本文の【甲案】を採用する場合には、親権者の変更に関する民法第819条第6項についても見直し、家庭裁判所が、子の利益のため必要があると認めるときは、父母の一方から他の一方への変更のほか、一方から双方への変更や双方から一方への変更をすることができるようにするものとする考え方がある。なお、このような見直しをした場合における新たな規律の適用範囲（特に、改正前に離婚した父母にも適用があるかどうか）については、後記第8の注2のとおり、引き続き検討することとなる。

【意見の趣旨】

乙案につき、賛成する。

【意見の理由】

親権とは、現行民法においては「子の利益のために、子の監護・教育に対し親が負う責任」という義務的な性格の強いものとして捉えられている。

婚姻中の父母については、親権の行使は原則共同で行うものとされている。その理由として、婚姻中の夫婦間については信頼関係が存在し、平和的な協議が可能である、ということや、基本的には家族が同居しており、双方が子と日常的に接することができる、というような、社会的通念が前提となっているものと考えられる。

民法825条本文の「父母が共同して親権を行う場合において、父母の一方が、共同の名義で、子に代わって法律行為をし又は子がこれをするに同意したときは、その行為は、他の一方の意思に反したときであっても、そのためにその効力を妨げられない。」という規定が、法定代理人が婚姻中の夫婦であるという関係性を信頼して取引に入った善意の相手方を保護するためのものである、という趣旨であることから、それは明らかである。

しかし、離婚後の元夫婦に、婚姻中の夫婦と同様の信頼関係や平和的協議を期待することは一般的に困難だと言わざるを得ない。また、子と日常的に接していない非同居親、特に再婚して別に家庭を持った親に、「子の最善の利益」を考慮する余地が必ずしもあるとは言えない。

また、共同親権というものは、憲法第24条に定める「夫婦が同等の権利を有すること」の具体化であるが、日本における男女平等は未だ不完全であり、特に経済的格差の大きさが男

女間のパワーバランスに影響を与え、配偶者間暴力の被害も女性の方が多数経験している。¹

配偶者間暴力については、特に離婚した夫婦の場合、離婚原因として女性の47,725人中9,162人(約19%)が「暴力をふるう」、12,296人(約25%)が「精神的に虐待する」、14,832人(約31%)が「生活費を渡さない」と回答している(令和3年司法統計による・主なものを3つまで回答する方式)²。

さらに、シングルマザーの貧困率は特に高く、それは非正規労働率の高さや社会保障の不十分さに由来するものと考えられるが、それゆえに非同居親から受け取る養育費への依存度も高くなり、仮に離婚後の共同親権が制度化された場合には、養育費と交換条件に不本意ながら共同親権を選択せざるを得ないというケースも考えられる。

そのような不均衡なパワーバランスのある関係性において、対等な立場で協議が可能とはとても考えられず、離婚してもなお支配関係が継続するおそれもある。当然ながら、これは父母間だけでなく、子どもに対しても影響を及ぼすものである。

このような状況において「子の利益を最善に考える」ということが可能であろうか。子どもに関する事件を多く取り扱う弁護士からは、「非同居親が同意しないことによって、奨学金の申し込みの時期に間に合わないなどの問題が起きるのではないか」というような指摘もある。

少なくとも日本において男女の経済格差が解消されない限りは、離婚後における共同親権は時期尚早であると言わざるを得ない。

なお、養育費債権の履行状況や面会交流の実施状況と共同親権の関連性には根拠がなく、「養育費の回収や面会交流の実施のために共同親権制度を採用する」というような非論理的な考え方は法案制定の議論の中では避けるべきであると考ええる。

また、諸外国において共同親権又は共同養育制度を採用する国が多いことも、本試案において共同親権選択制を示した理由の一つであろうが、我が国の現状を見るに諸外国のような離婚後の共同養育を実現する上での制度的基盤が欠けている。例えば、養育費不払い事案に対する国家の強制徴収制度や立替払い制度がない上に、面会交流が適切に実施されない場合における実施支援機関の制度化もなされていない。また、離婚後も父母が子どもを共同監護する事に対する社会的理解も進んでいるとは言えず、現実にはシングルマザーによる子の単独養育が一般化しており、離婚後の子の成長や養育に無関心な別居親もいるとの報告もある中で、法制度が変わったからといって、直ちに社会的理解が進むとは考えにくい。

まずは、父母の離婚後も双方の親が子の養育に責任を持つとともに、父母が互いを尊重しながら、子に関する事項に父母双方が熟慮の上で決定していくという共同養育に関する当事者ひいては社会的理解の促進を図るとともに、合理的理由なき養育費不払いなど共同養育の理念が蔑ろにされる局面における強制徴収制度などの制度的担保を備えることが先決である。

¹ 男女間における暴力に関する調査 https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/r02danjokan-gaiyo.pdf

内閣府男女共同参画局

²

https://www.courts.go.jp/app/sihotokei_jp/list?filter%5Btype%5D=1&filter%5BYear%5D=2021&filter%5BCategory%5D=3&filter%5BmYear%5D=&filter%5BmMonth%5D=&filter%5BmCategory%5D=

現に離婚後の父母双方が、離婚による子への影響を正しく理解し、子の福祉を第一に考えつつ、離婚後における親同士の関係を形成し共同養育をしているケースもある。共同親権という権利を獲得しなければ、子の共同養育ができないとの主張は失当である。

そうしたソフト面及びハード面での環境整備ができた段階で初めて、共同親権選択制を検討していくべきものとする。

さらに、子の立場にたって考えると、離婚後の父母双方に親権が与えられることにメリットがあるだろうか。単独親権制のもとでも、父母双方が協力し合って子の最善の利益に向き合い、共同養育をしていけばよいだけであり、わざわざ身上監護権や財産管理権、法定代理権といった権利を与える実益に乏しいといえる。逆に権限を別居親に与えたがために、離婚後も父母間の紛争が継続するケースや、適切な決定がなされないために子に不利益をもたらすことも考えられる。

2 親権者の選択の要件

上記1【甲案】において、父母の一方又は双方を親権者と定めるための要件として、次のいずれかの考え方に沿った規律を設けるものとする考え方について、引き続き検討するものとする（注）。

【甲①案】

父母の離婚の場合においては、父母の双方を親権者とするを原則とし、一定の要件を満たす場合に限り、父母間の協議又は家庭裁判所の裁判により、父母の一方のみを親権者とするができるものとする考え方

【甲②案】

父母の離婚の場合においては、父母の一方のみを親権者と定めるを原則とし、一定の要件を満たす場合に限り、父母間の協議又は家庭裁判所の裁判により、父母の双方を親権者とするができるものとする考え方

（注） 本文に掲げたような考え方と異なり、選択の要件や基準に関する規律を設けるのではなく、個別具体的な事案に即して、父母の双方を親権者とするか一方のみを親権者とするかを定めるべきであるとの考え方（甲③案）もある。他方で、本文に掲げたような選択の要件や基準がなければ、父母の双方を親権者とするか一方のみを親権者とするかを適切に判断することが困難であるとの考え方もある。

【意見の趣旨】

（仮に1において、甲案が採用された場合）一定の要件を厳格に規律することを条件として、甲②案に賛成する。

【意見の理由】

離婚後の共同親権に反対する立場として、甲①案は言うまでもなく反対だが、甲②案についても「一定の要件」の判断について疑義があるので、その点につき申し述べる。

仮に要件を「父母双方の合意があること」とする場合、その合意が真意に基づかないおそれがある。例えば、先に述べたように同居親が養育費の取決めと引き換えに合意せざるを得

ないというような場合である。

さらに、一定の要件を満たすか否かにつき、父母間の協議で合理的に判断することは困難であるし、協議による決定が正しいか否かを判断する制度がなければ、結局は「一定の要件」を課した意味がなく、父母の力関係や離婚条件の交渉材料の中で決定されてしまう懸念が払拭できない。よって、父母間の協議で共同親権を選択できるとすることは尚更反対である。

また、子の意思を要件とするような場合であるが、「親権」という概念は成人であっても理解が難しく、離婚後の共同親権がどのような法的効果を自身に及ぼすのかを十分に理解できない状況で、子にその選択権を与えることは、子に親を選ばせるような過酷な選択を強いることになり不相当である。その影響は法的な問題だけにとどまらず、子が「共同親権であればまた父母と同居できる」等の誤解をすることによって、それが叶えられなかったときに精神的ショックを受けるおそれがある。

裁判所の判断でのみ、共同親権を選択できるとする場合であっても、「一定の要件」については、抑制的に判断される必要がある。すなわち、DVや虐待、悪意の遺棄などの事情がある場合は当然要件を満たさないものと考えるが、それに加えて父母双方が協力することができる関係性が構築できているか否か、共同しての親権行使を円滑に行うことができるかといった要件を設定すべきである。

3 離婚後の父母双方が親権を有する場合の親権の行使に関する規律

(本項は、上記1において【甲案】を採用した場合の試案である。)

(1) 監護者の定めの方否

【A案】

離婚後に父母の双方を親権者と定めるに当たっては、必ず父母の一方を監護者とする旨の定めをしなければならないものとする。

【B案】

離婚後に父母の双方を親権者と定めるに当たっては、父母の一方を監護者とする旨の定めをすることも、監護者の定めをしないこと（すなわち、父母双方が身上監護に関する事項も含めた親権を行うものとする）もできるものとする（注1）。

（注1）本文の【B案】の考え方の中には、①一定の要件を満たさない限りは原則として監護者の定めをすべきではないとの考え方や、②一定の要件を満たさない限りは原則として監護者の定めをすべきであるとの考え方、③監護者の定めをするかどうかの選択の要件や基準については特段の規律を設けずに解釈に委ねるものとするべきであるとの考え方などがある。また、監護者の定めをしないことを選択するに当たっては、「主たる監護者」を定めるものとするべきであるとの考え方がある。さらに、父母の双方が親権者となった場合の「監護者」や「主たる監護者」の権利義務の内容については、父母の一方が親権者となって他の一方が「監護者」と定められた場合との異同も意識しながら、引き続き検討すべきであるとの考え方がある。

【意見の趣旨】

（仮に上記1において甲案が採用された場合）A案に、賛成する。

【意見の理由】

現在、裁判所手続きにおいては、子の監護者の決定は監護の継続性や兄弟姉妹の不分離等、監護状況の安定を重視して行われている。

離婚した父母が同居しているというようなことはほとんど考えられず、父母の双方を監護者とする、または監護者の定めをしないことを選択した場合には、子に関する日常的な事項に関する決定や事実上の監護教育を常に共同することは困難であり、必ずしも子の安定が保証されるとは限らない。

どちらか一方を安定的に監護者と定めることが、子の精神的な安定に資すると考える。

(2) 監護者が指定されている場合の親権行使

ア 離婚後の父母の双方を親権者と定め、その一方を監護者と定めたときは、当該監護者が、基本的に、身上監護に関する事項（民法第820条から第823条まで〔監護及び教育の権利義務、居所の指定、懲戒、職業の許可〕に規定する事項を含み、同法第824条〔財産の管理及び代表〕に規定する財産管理に係る事項や、財産上・身分上の行為についての法定代理に係る事項及び同法第5条〔未成年者の法律行為〕に規定する同意に係る事項を含まない。）についての権利義務を有するものとする考え方について、そのような考え方を明確化するための規律を設けるかどうかも含め、引き続き検討するものとする（注2）。

イ 離婚後の父母の双方を親権者と定め、父母の一方を監護者と定めたときの親権（上記アにより監護者の権利義務に属するものを除く。）の行使の在り方について、次のいずれかの規律を設けるものとする。

【α案】

監護者は、単独で親権を行うことができ、その内容を事後に他方の親に通知しなければならない。

【β案】

① 親権は、父母間の（事前の）協議に基づいて行う。ただし、この協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、監護者が単独で親権を行うことができる（注3）。

② 上記の規律に反する法定代理権及び同意権の効力は、現行民法第825条〔父母の一方が共同の名義でした行為の効力〕と同様の規律による。

【γ案】

① 親権は父母が共同して行う。ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは他の一方が行うものとする。

② 親権の行使に関する重要な事項について、父母間に協議が調わないとき又は協議をすることができないとき（父母の一方が親権を行うことができないときを除く。）は、家庭裁判所は、父又は母の請求によって、当該事項について親権を行う者を定める（注4）。

③ 上記の各規律に反する法定代理権及び同意権の効力は、現行民法第825条〔父母の一方が共同の名義でした行為の効力〕と同様の規律による。

（注２）本文(2)アの考え方を基本とした上で、子の監護に関する事項であっても、一定の範囲の事項（例えば、子の監護に関する重要な事項）については、本文(2)イの各規律によるものとすべきであるとの考え方がある。

また、本文(2)アの考え方及び本文(2)イの規律を基本とした上で、子の財産管理に関する事項や法定代理権又は同意権の行使であっても、一定の範囲（例えば、重要な事項以外の事項）については、監護者が単独でこれを行うことができるものとすべきであるとの考え方がある。

（注３）本文の【β案】を採用した場合において、監護者と定められた親権者の一方が子の最善の利益に反する行為をすることを他方の親権者が差し止めるための特別の制度を新たに設けるべきであるとの考え方がある。

（注４）本文の【γ案】②と異なり、親権の行使に関する重要な事項について、父母間に協議が調わないとき等には、家庭裁判所が、父又は母の請求によって、当該事項についての親権の行使内容を定めるものとする考え方がある。

【意見の趣旨】

（仮に上記１において甲案が採用された場合）アの考え方を明確化した規律を定めるものとし、イについては、α案に賛成する。

【意見の理由】

現行法上、監護権は親権の中に含まれており、特別な事情があるときのみ例外的に親権と監護権は分離できるという考え方となっている。

これは子を監護する者が当然に親権を行使することで、より子の最善の利益を考慮した判断が可能であるということであり、この考え方に従った案を採用することが望ましいと考える。

また、父母間に協議が整わない場合等に家庭裁判所の手続きを行うとすると、子にとって重要な法律行為についての決定に時間がかかり、取り返しのつかない重大な損害が発生する可能性もある。

親権のうち、身上監護権と財産管理権を明確に区分することは困難である。日常的な身上監護の中にも財産管理や法定代理又は同意の局面がある。（注２）後段において、重要な事項以外の事項に関する財産管理権等について別段の定めを定めるとの記載があるが、現実的でない。取引の相手方が常に当該法律行為が重要な事項か否か、監護者の単独決定できる事項か否かを判断しなければならなくなるため、子育てのあらゆる現場で混乱必至となる危険がある。取引上の観点からも、監護者が単独で財産管理権等も行使できるようにすべきである。

なお、β案②およびγ案③において、「各規律に反する法定代理権及び同意権の効力は民法８２５条と同様の規律による」旨の案が記載されているが、同条は婚姻中の共同親権における取引の相手方保護の規定であるため、信頼関係が必ずしもあるとは限らない離婚後の共同親権においても同条の規定が適用されることについては、社会的な混乱が起きることが懸念される。

また、法律上は保護されるといってもトラブルに巻き込まれかねない契約の相手方から、

重要な契約のたびに「父母が婚姻中かどうか」「親権が共同であるか単独であるか」といった確認をされる、というプライバシー侵害にもつながりかねないため、この案の採用には慎重な判断を要するものとする。

さらに、α案における事後的通知であるが、現に不適切な親権行使があった場合には事後的に監視できる効果がある反面、非監護親による濫用的な親権者変更や親権停止等の申立てがなされる可能性を否定できない。事後的通知がかえって、離婚後も父母の紛争を惹起することにつながり、子の安定的な養育を害することも考えられる。この点については、本試案第5の5（1）における濫用的な申立てを簡易に却下できる規律で対応すべきものとする。

（3）監護者の定めがない場合の親権行使（注5）

ア（上記(1)【B案】を採用した場合において）監護者の定めがされていないときは、親権（民法第820条から第823条まで〔監護及び教育の権利義務、居所の指定、懲戒、職業の許可〕に規定する身上監護に係る事項、同法第824条〔財産の管理及び代表〕に規定する財産管理に係る事項や、財産上・身分上の行為についての法定代理に係る事項及び同法第5条〔未成年者の法律行為〕に規定する同意に係る事項を含む。）は父母が共同して行うことを原則とするものとする。ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは他の一方が行うものとする。

イ 親権の行使に関する重要な事項について、父母間に協議が調わないとき又は協議をすることができないとき（父母の一方が親権を行うことができないときを除く。）は、家庭裁判所は、父又は母の請求によって、当該事項について親権を行う者を定める（注6）。

ウ 上記の各規律に反する法定代理権及び同意権の効力は、現行民法第825条〔父母の一方が共同の名義でした行為の効力〕と同様の規律による。

（注5）本文の(3)のような規律を設ける場合には、婚姻中の父母がその親権を行うに当たって意見対立が生じた場面においても、家庭裁判所が一定の要件の下で本文の(3)イのような形で父母間の意見対立を調整するものとするとの考え方がある。

また、婚姻中の父母の一方を監護者と定めた場合の親権の行使について、上記本文3(2)及び(4)と同様の規律を設けるものとするとの考え方がある

（注6）本文の(3)イの規律についても、上記（注4）と同様の考え方がある。

【意見の趣旨】

特段の意見はない。

(4) 子の居所指定又は変更に関する親権者の関与

離婚後に父母の双方を親権者と定め、父母の一方を監護者と定めた場合における子の居所の指定又は変更（転居）について、次のいずれかの考え方に基づく規律を設けるものとする。

【X案】

上記(2)アの規律に従って、監護者が子の居所の指定又は変更に関する決定を単独で行うことができる。

【Y案】

上記(2)アの規律にかかわらず、上記(2)イの【 α 案】、【 β 案】又は【 γ 案】のいずれかの規律により、親権者である父母双方が子の居所の指定又は変更に関する決定に関与する。

【意見の趣旨】

（仮に上記 1 において甲案が採用された場合）X案に、賛成する。

【意見の理由】

父母双方が居所の指定又は変更に関する決定に関与できるとなれば、父母間の争いの原因となるおそれがある。父母の争いが継続することによる子の精神的な影響を考慮し、争いが起きるおそれのある案については、避けるべきと考える。

仮にY案のうち最も弱い規律である【 α 案】を採用したとしても、DVや虐待等による事案で共同親権が選択された場合において、避難先を相手方に通知しなければならないため、現実の生命身体財産に対する加害の危険を惹起することにつながりかねず、不適切である。

4 離婚後の父母の一方を親権者と定め、他方を監護者と定めた場合の規律

離婚後の父母の一方を親権者と定め、他方を監護者と定めたときの監護者の権利義務について、上記 3 (2)ア（及び同項目に付された上記注 2）と同様の整理をする考え方について、そのような考え方を明確化するための規律を設けるかどうかも含め、引き続き検討するものとする。

【意見の趣旨】

特段の意見はない。

5 認知の場合の規律

【甲案】

父が認知した場合の親権者について、現行民法第819条を見直し、父母双方を親権者と定めることができるような規律を設けるものとした上で、親権者の選択の要件や父母双方が親権を有する場合の親権の行使に関する規律について、上記2及び3と同様の規律を設けるものとする。ことについて、引き続き検討するものとする。

【乙案】

父が認知した場合の親権者についての現行民法第819条の規律を維持し、父母の協議（又は家庭裁判所の裁判）で父を親権者と定めたときに限り父が親権を行う（それ以外の場合は母が親権を行う）ものとする。

（注） 認知後に父母の一方を親権者と定め、他方を監護者と定めた場合における規律について、本文の上記4と同様の整理をする考え方がある。

【意見の趣旨】

乙案につき、賛成する。

【意見の理由】

父が認知をした場合であっても「父母が婚姻をしていない」という状況は、同居をしていない等、離婚後の父母と類似していると考えられるため、子の養育の安定性という観点からも、離婚後の父母と同様、親権については単独行使であるべきと考える。

第3 父母の離婚後の子の監護に関する事項の定め等に関する規律の見直し

1 離婚時の情報提供に関する規律

【甲案】

未成年の子の父母が協議上の離婚をするための要件を見直し、原則として、【父母の双方】【父母のうち親権者となる者及び監護者となる者】が法令で定められた父母の離婚後の子の養育に関する講座を受講したことを協議上の離婚の要件とする考え方について、引き続き検討するものとする（注1）。

【乙案】

父母の離婚後の子の養育に関する講座の受講を協議上の離婚の要件とはせず、その受講を促進するための方策について別途検討するものとする（注2）

（注1）裁判離婚をする場合において、例えば、家庭裁判所が離婚事件の当事者に離婚後養育講座を受講させるものとすべきであるとの考え方がある一方で、そのような離婚後養育講座の受講を義務付けることに消極的な考え方がある。

（注2）本文の【乙案】の方策の1つとして、例えば、協議上の離婚の当事者である父母がその離婚前又は離婚後に子の養育に関する講座の受講をする義務を負う旨の訓示的な規定を設けるべきであるとの考え方がある。

【意見の趣旨】

乙案に賛成する。

（注2）につき、賛成する。

【意見の理由】

離婚が子に与える影響や離婚後の子の養育に必要とされる情報について十分に認識されないまま離婚している父母に対し、養育に対する情報提供を行うことで、父母が子の視点に立ち考える契機となり、ひいては子の最善の利益が確保する必要性は理解できる。

もっとも、上記の受講を離婚の要件とすると、養育意思を失いかつ離婚に積極的でない親が上記の受講をするとも思えず、受講したとしても効果は十分ではないと考える。一方で、子が不安定な立場に長期的におかれてしまうおそれもある。甲案では一定の場合のみ受講を協議離婚の要件としない案もあるようだが、家庭の事情の多様化により一時的に定めることは困難であるし、離婚届を受理する自治体の負担を考えると現実的ではない。

よって、乙案を賛成する。但し、離婚後も定期的な受講の通知及び開催など親支援プログラムを積極的に行っていないと、離婚後の親に養育の意識は希薄化してしまうおそれがある。また（注2）は訓示的な規定をおくことにより、父母が離婚後も受講を前向きに検討する一つの要素となりうると思う。

2 父母の協議離婚の際の定め

(1) 子の監護について必要な事項の定め促進

【甲①案】

未成年の子の父母が協議上の離婚をするときは、父母が協議をすることができない事情がある旨を申述したなどの一定の例外的な事情がない限り、子の監護について必要な事項（子の監護をすべき者、父又は母と子との親子交流（面会交流）、子の監護に要する費用の分担）を定めなければならないものとした上で、これを協議上の離婚の要件とするものとする考え方について、引き続き検討するものとする（注1）。

【甲②案】

【甲①案】の離婚の要件に加えて、子の監護について必要な事項の定めについては、原則として、弁護士等による確認を受けなければならないものとする考え方について、引き続き検討するものとする（注2）。

【乙案】

子の監護について必要な事項の定めをすることを父母の協議上の離婚の要件としていない現行民法の規律を維持した上で、子の監護について必要な事項の定めがされることを促進するための方策について別途検討するものとする（注3）。

（注1）本文(1)の【甲①案】及び【甲②案】においては、子の監護に要する費用の負担をしない（養育費等の額を0円とする）旨の定めをすることの可否やその効力が問題となり得るが、例えば、子の監護に要する費用の負担をしない旨の定めは、一定の要件を満たす場合に限って有効（その場合には本文(3)の法定養育費は発生しない）とすべきであるとの考え方がある。また、【甲①案】及び【甲②案】において協議離婚をするために取り決める必要がある事項の範囲については、（1）子の監護をすべき者、父又は母と子との交流、子の監護に要する費用の分担の全部とする考え方のほか、（2）これらの一部のみで足りるとする考え方がある。

（注2）本文(1)の【甲②案】において、弁護士等が子の監護に関する事項についての定めを確認するに当たっては、父母の真意に基づく定めがされているか、定めの内容が子の最善の利益に反するものでないか（できる限り子の意見又は心情を把握するよう努めた上で、子の意見又は心情に配慮されているかを含む。）について確認するものとするとの考え方がある。

また、本文(1)の【甲②案】においては、子の監護に要する費用の分担の部分に関して公正証書等の債務名義となる文書が作成されている場合には、弁護士等による確認を受ける必要がないとの考え方がある。

（注３）本文(1)の【乙案】の方策の１つとして、例えば、①協議上の離婚をする父母が、子の最善の利益を図るため、子の監護について必要な事項が定められるよう努める義務を負っていることを明確化する規律を設けるべきであるとの考え方や、②民法の見直しとは別に、子の監護について必要な事項の定めをすることの重要性を周知・広報し、又はそのような定めが円滑にされるような様々な支援策を拡充させる方向での検討を進めるべきであるとの考え方があり得る。

【意見の趣旨】

（１）甲①案につき、賛成する。

ただし、「父母が協議をすることができない事情がある旨を申述したなどの一定の例外的な事情がない限り」「協議上の」を削除し、本件規律につき裁判上の離婚を含む全ての離婚に適用すべきである。

（２）甲②案につき、賛成する。

ただし、確認主体は個人の弁護士等ではなく、専門の準公的機関とするべきである。

【意見の理由】

（１）現在、離婚時には養育費や面会交流の定めをすることは義務化されておらず、令和３年度全国ひとり親世帯等調査結果によれば、養育費の取り決め率は母子世帯で 46.7%、父子世帯で 28.3%となっている。取り決めをしていない理由は、「相手と関わりたくない」「相手に支払う意思（能力）がないと思った」が多い。同調査における養育費支払率は母子世帯で 28.1%、父子世帯で 8.7%。取り決めをしている世帯における支払率は母子世帯で 57.7%、父子世帯で 25.9%である。取り決め促進が養育費の支払い促進につながることはデータ上、明らかである。

また、面会交流の取り決め率は母子世帯で 30.3%、父子世帯で 31.4%。取り決めをしていない理由は「取り決めをしなくても交流できる」が多いものの「相手と関わりたくない」がやはり多い。同調査における面会交流実施率は母子世帯で 30.2%、父子世帯で 48.0%である一方で、取り決めをしている世帯における実施率は母子世帯で 48.5%、父子世帯で 64.8%である。面会交流においても取り決め促進が実施促進につながる傾向がデータから読み取れる。

養育費の支払いや面会交流の適切な実施は、親の離婚後の子どもの福祉にとって重要であるところ、上記のように親の都合で取り決めがなされず、結果として長期に渡る養育費不払いや適切な親子の交流が途絶えてしまうことは子の利益に反する結果となる。よって、全ての離婚時に子の監護に必要な事項を定めることを義務化すべきである。協議離婚時には、この定めを示した文書を提出しなければ離婚届を受理できないこととすべきである。そもそも離婚後、最も弱い立場の子どもをどう養育していくかを定めずに離婚届一枚で離婚できる我が国の制度自体が国際的にも稀有であり、夫婦間の清算のみならず子の福祉に立脚した離婚制度に舵を切る時がきている。夫婦の葛藤が高い裁判上の離婚においても同様であり、例外なく離婚時には、これらの定めをしなければ離婚成立できないこととすべきである。

父母間の定めにあたっては、子の監護をすべき者、父又は母と子との交流、子の監護に要する費用の分担の全部を対象とするべきである。経済的に優位な者が子を監護する場合もあることから、養育費額を０円とする定めもあり得るほか、ＤＶや虐待等の事由により安全確保できないために面会交流を当面禁止する定めもあろう。これらの具体的定め適正性につ

いては、甲②案に関する後述の第三者による確認により個別に判断していくこととなる。

甲①案には、一定の例外的な事情による適用除外を認めているが、例外的な事情を自治体の窓口で判断することは困難であるし、例外事情の存否を第三者又は裁判所が判断するとしても、この点にリソースが費やされるのは適当ではない。結果として、例外適用ばかりが多くなり、本規律が骨抜きになることも予想される。よって、例外なく本規律を適用すべきと考える。

なお、DV等の事情により父母が協議できない場合に対する懸念があるが、このような場合に必要なのは、直ちに親子の安全確保（シェルター等の保護施設の充実化）と生活再建支援（生活保護等の社会保障手当の拡充、住居確保策、個別ケースごとの手厚い就労支援等）、カウンセリングや治療（被害者のみならず加害者も対象）である。これらの施策を迅速かつ適切に実施しながら、安全安心を確保した上で、子の監護について必要な事項を定めていくことが大切だ。DV等の事情を抱えたケースでは、協議困難な場合が多く、この定めにあたっては裁判上の離婚手続きで進めるべきである。裁判所での遭遇回避策の充実等、従来の対応を強化するほか、裁判IT化により検討中の自宅等におけるウェブ会議による裁判上離婚手続きが実現すれば、相手方と顔を合わせるリスクも少なく、安心した環境で話し合いが進められるはずである。

また、離婚要件の加重により事実上の離婚が増え、児童扶養手当等の各種保障が受けられないとの指摘もあるが、離婚協議中である旨の証明書（例えば、後述の第三者機関発行のもの）や離婚調停等係属証明書による受給を認めるなど要件緩和をし、事実上ひとり親状態の者に対する社会保障給付を拡充すればよいと考える。

（２）協議離婚において、子の監護に必要な事項の定めを取り決めるにあたっては、必ずしも父母が対等な立場で協議できるとは限らず、DVや虐待のある事案や一定の支配関係が継続しているケースも多い。また、本来は子の利益のために定められるべき当該事項が、離婚時の交渉材料のように扱われてしまい、内容の適正性に疑問がある取り決めも現実に多い。父母間の定めは、子の最善の利益に適い、なおかつ、両当事者の納得感ある合意に基づいて継続履行できる取り決めでなければならない。こうした観点から、裁判上の離婚以外の場合には、第三者による確認を義務づけるべきである。

第三者を誰が担うかについてだが、離婚届を受理する自治体窓口職員に適切な判断を期待することはできない。判断に当たっては①真意に基づく定めか否か②内容が子の最善の利益に反するものではないかを確認すべきであり、法的観点のほか、父母や子の置かれた状況のもとでの心理的な背景も検討する必要がある。法制審議会においては、弁護士、司法書士の法律職や心理職を想定したようだが、個人の資格者では、価値観や意見が多様な他、経験も千差万別である。また、受任の可否は基本的に当該資格者に委ねられているところ、判断の適格性及び安定性さらには年間１１万件を超える未成年の子がいる離婚件数（協議離婚率の高さからも相当な件数となる）への対応力からも個人の資格者に確認をさせるのは適切でない。

よって、裁判上の離婚と公正証書、ADR合意書で執行力ある文書（検討中）があるケース以外においては、父母の定めの確認をする準公的機関を創設すべきである。職員に裁判官、弁護士、司法書士等の法律家の他、家庭裁判所調査官、公認心理師、臨床心理士等の心理職及び面会交流支援団体の支援者等をおき、全国各地に設置する。利用料は無料または可能な限り低廉な額とする。当然、多額の予算措置が必要となるが、将来を担う子どもの福祉のため、子どもの貧困の連鎖を食い止めるという観点にたてば、国は真正面から予算をつけて抜本的な改革をするべきだ。そして、この公的機関における確認を経た父母間の定めを債務名

義として取り扱うことで、実効性向上にも資することができる。

ただし、全ての離婚当事者が養育費や面会交流といった子の監護について必要な事項についての法律的な知識や素養を身に着けているわけではない。定めをどのように作成すればよいかといった相談に対応する必要がある。よって、この専門機関においては、協議内容や方法のアドバイスのほか、当事者の不安や悩みを受け止める相談部門を設置する他、協議の場をセッティングするなどして実際の協議成立を支援する部門を設置する。

さらに、離婚協議や裁判手続きが長期化することに対する懸念として、ひとり親世帯の生活費が適切に支払われないことが挙げられるが、これに対しては婚姻費用分担請求の手続きを簡素化することで対応可能だ。例えば、離婚協議をしたい当事者は、まずこの専門機関に相談をし、離婚協議開始の申立てをする。専門機関は手続き開始決定をし、離婚協議支援手続きに入るが、この時に、離婚協議開始決定通知書（別居中である旨や請求金額記載あるもの）を相手方に通知する。この通知書により、婚姻費用分担の請求始期を証明できるようにすることで、内容証明郵便を当事者が作成せずとも、少なくとも請求始期は証明できることとなり、生活費のもらえる時期が遅れることの不利益を回避できるものとする。

なお、この準公的機関の設置については、第8「その他所要の措置」に対する意見において、詳しく述べているので参考にされたい。

(2) 養育費に関する定めの実効性向上

子の監護に要する費用の分担に関する父母間の定めの実効性を向上させる方向で、次の各方策について引き続き検討するものとする。

ア 子の監護に要する費用の分担に関する債務名義を裁判手続によらずに容易に作成することができる新たな仕組みを設けるものとする。

イ 子の監護に要する費用の分担に関する請求権を有する債権者が、債務者の総財産について一般先取特権を有するものとする。

【意見の趣旨】

ア案及びイ案につき、賛成する。

【意見の理由】

当協議会は、前述のとおり、子の監護に要する費用の分担の実効性を向上させるには、その取り決めの促進が重要であることを理由に、子の監護について必要な事項を定めることを離婚の要件とすることについて賛成の立場である。また、子の監護について必要な事項を定めることにつき、新たに創設される準公的機関の関与を必須とすることを提案している。

準公的機関が関与することで、当該合意が父母の真意に基づく定めがされているか、定めの内容が適正であるかを確認することができる。養育費に関する定めを公正証書で作成した場合と比べても、第三者当該合意に債務名義と同等の効力を認めても、中立な法的専門家が関与しているという観点から、義務者の手続保障が劣るものとはならない。

よって準公的機関が関与した養育費に関する定めの場合について、養育費の履行確保の観点から速やかに執行手続を取ることができるように、当該合意を債務名義として取扱うことに賛成する。

一方で、改正前に離婚した場合、養育費に関する事項について私文書等で定めているときには、その執行手続は改めて裁判手続を経る必要があることから、養育費の履行確保の観点から、一般先取特権を認めることに賛成する。加えて養育費の履行を確保することは、ひとり親家庭の生活の保護という観点からも、義務者の一般債権者よりも優先弁済を認める社会的必要性が認められるものである。

(3) 法定養育費制度の新設

父母が子の監護について必要な事項の協議をすることができない場合に対応する制度として、一定の要件の下で、離婚の時から一定の期間にわたり、法定された一定額の養育費支払請求権が発生する仕組みを新設するものとし、その具体的な要件や効果（上記(2)イの一般先取特権を含む。）について引き続き検討するものとする（注4～7）。

（注4）法定養育費の権利行使主体としては、子が権利者であるとする考え方と、親権者

（監護者が定められた場合には監護者）が権利者であるとする考え方がある。

（注5）法定養育費の発生要件として、父母がその離婚の届出において子の監護について必要な事項の協議をすることができない事情がある旨を申述したことを要件とする考え方がある。

（注6）法定養育費が発生する期間については、①父母間の協議によって子の監護に要する費用の分担についての定めがされるまでとする考え方と、②法令で一定の終期を定めるとする考え方がある。

（注7）法定養育費の具体的な額については、①最低限度の額を法令で定めるものとする考え方と、②標準的な父母の生活実態を参考とする金額を法令で定めるものとする考え方がある。いずれの考え方においても、後に父母間の協議又は家庭裁判所の手続において定められた養育費額と法定額との間に差額がある場合の取扱いについて、その全部又は一部を清算するための規律を設けるとの考え方がある。

【意見の趣旨】

法定養育費制度の新設について反対する。

【意見の理由】

離婚の要件として子の監護について必要な事項の定めを義務化する事から、今後発生する離婚に関しては、法定養育費を考慮する必要はない。

離婚協議中又は裁判中等の理由により、離婚成立までに長期間かかるような場合は、婚姻費用分担請求で対応するようにする。

法改正前に離婚が成立している当事者は、従来の調停や審判、公正証書のほかに、前出の準公的機関による定めを利用すればよいし、法定養育費制度はそもそも一定期間の暫定的な創設趣旨であるので、改正前に離婚成立している場合に一定期間のみ手当しても実効性がない。

また、仮に法定養育費が成立した場合で、事後的に父母の協議等により養育費額が定めら

れた際の、法定額との差額の精算が煩雑になることが考えられる。

そもそも養育費は、①子の福祉の観点から妥当な金額 ②当事者の個別の生活状況を考慮した金額 ③お互いに納得感のある合意に基づく金額 ④継続的に支払い可能な金額 という視点で取り決めるべきものであり、単に収入や子の年齢人数だけで一律に決められる性質のものではない。

以上の理由から、法定養育費制度の新設について反対する。

3 離婚等以外の場面における監護者等の定め

次のような規律を設けるものとする（注1、2）。

婚姻中の父母が別居し、共同して子の監護を行うことが困難となったことその他の事由により必要があると認められるときは、父母間の協議により、子の監護をすべき者、父又は母と子との交流その他の子の監護について必要な事項は、その協議で定めることができる。この協議が調わないとき又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、父又は母の申立てにより、当該事項を定めることができる。

（注1）本文の規律が適用されるかどうかの判断基準（例えば、別居期間の長さを基準とするなど）を明確化するものとする考え方がある。また、別居等の場面においても、子の監護について必要な事項や婚姻費用の分担に関する定めが促進されるようにするための方策を講ずるものとする考え方がある。

（注2）父母の婚姻中における子の監護に関する事項の定めについては、明文の規律を設けるのではなく、引き続き解釈（民法第766条〔離婚後の子の監護に関する事項の定め等〕の類推適用）に委ねるものとする考え方もある。

【意見の趣旨】

特に意見はない。

【意見の理由】

ただし、配偶者間暴力等の被害者に対しては住所秘匿及び子どもの精神衛生上の観点からも十分に配慮が必要であり、申し立て相手方がDV等支援措置の申出者である場合など、場合によっては申し立てにつき、一定の制限を設ける必要があると考える。また、別居中の家庭の状況は多岐に渡るため、裁判所が当該決定をする際には、事前に第三者支援機関等の意見を踏まえて個別具体的に判断する必要があると、当該判断の指針を定める必要があると考える。

4 家庭裁判所が定める場合の考慮要素

(1) 監護者

家庭裁判所が子の監護をすべき者を定め又はその定めを変更するに当たっての考慮要素を明確化するとの考え方について、引き続き検討するものとする（注1）。

（注1）子の監護をすべき者を定めるに当たっての考慮要素の例としては、①子の出生から現在までの生活及び監護の状況、②子の発達状況及び心情やその意思、③監護者となろうとする者の当該子の監護者としての適性、④監護者となろうとする者以外の親と子との関係などがあるとの考え方がある。このうち、①の子の生活及び監護の状況に関する要素については、父母の一方が他の一方に無断で子連れを別居した場面においては、このような行為が「不当な連れ去り」であるとして、当該別居から現在までの状況を考慮すべきではないとする考え方がある一方で、そのような別居は「DVや虐待からの避難」であるとして、この別居期間の状況を考慮要素から除外すべきではないとの考え方もある。このほか、⑤他の親と子との交流が子の最善の利益となる場合において、監護者となろうとする者の当該交流に対する態度を考慮することについては、これを肯定する考え方と否定する考え方がある。

【意見の趣旨】

本文につき賛成する。

（注1）につき、①の子の生活及び監護の状況に関する要素を考慮要素から「父母の一方が他の一方に無断で子連れを別居した場面」を除外することには反対し、⑤他の親と子との交流が子の最善の利益となる場合において、監護者となろうとする者の当該交流に対する態度を考慮することを明文化することについては反対する。

【意見の理由】

実務上の運用において、様々な事情を総合考慮して判断されているのであるから、その事情を明文化し、ガイドライン等の制定を目指すことによって、父母間の紛争を抑える効果も一定程度あると思われる。

一方、考慮要素として、意見の対立が見られる①⑤については、その対立から明文化すること自体で争いが激化する恐れがあることも考えられるため、慎重な検討が必要である。

①につき子の監護をすべき者の定め又はその定めを変更するにあたって、子の監護の状態を除外する期間があつては、その子を監護するに適当な父母を判断する要素がゆがめられる恐れがあるため、当該別居から現在までの状況も考慮すべきであるし、同時に、その別居が「DVや虐待からの避難」であるのかも、当然に考慮すべきである。また、別居にいたった経緯についても考慮すべきと思われる。

⑤については、③監護者となろうとする者の当該子の監護者としての適性に一部含まれるとも考えられるので、明文化する必要があるかは慎重に考えるべきである。いわゆるフレンドリーペアレントルールの明文化は、面会交流自体の適否に対する監護親の態度や意見を拘束してしまい、面会交流の実施可否の判断や交流自体にも不適切な影響を及ぼす可能性がある。

そもそも面会交流は子が別居した親と交流する権利を持っているのであるから、面会交流に対して、子の意向、子の意思の確認が先である。また、仮に、面会交流が行われるにしても、現在の監護状況の安定を前提として、安全・安心な交流実施を目指すべきである。

(2) 親子交流（面会交流）

家庭裁判所が父母と子との交流に関する事項を定め又はその定めを変更するに当たっての考慮要素を明確化するとの考え方について、引き続き検討するものとする（注2、3）。

（注2）父母と子との交流に関する事項を定めるに当たっての考慮要素の例としては、①子の生活状況、②子の発達状況及び心情やその意思、③交流の相手となる親と子との関係、④親子交流を安全・安心な状態で実施することができるかどうか（交流の相手となる親からの暴力や虐待の危険の有無などを含む。）などがあるとの考え方がある。このほか、交流の相手となる親と他方の親との関係を考慮することについては、これを肯定する考え方と否定する考え方がある。

（注3）親子交流を実施する旨の定めをするかどうかの判断基準を明確化すべきであるとの考え方がある。

【意見の趣旨】

本文につき、賛成する。

（注2）につき、賛成する。交流の相手となる親と他方の親との関係を考慮することについてはこれに賛成する。

（注3）につき、賛成する。

【意見の理由】

解釈に委ねられ運用されていることから、父母間の納得のある交流に関する事項が定められていない現状が、高葛藤となり、適切で安全・安心で円滑な面会交流が実施、または実施されないことにつながっているものと考えられるので、父母と子との交流に関する事項を定め又はその定めを変更するに当たっての考慮要素及び、実施する旨の定めをするかどうかの判断基準を明確化すべきと考える。

その中で、第一に子の発達状況及び心情やその意思を重要視した上で検討を行うべきである。また、交流を安全・安心な状態で実施するには、当然、交流の相手となる親と他方の親との関係についても当然に考慮すべきである。仮に、父母が顔を合わせないといっても父母間の関係が子どもに意識的にも無意識的にも影響を与えることもある。また、未就学児など子どもが自力にて交流を行えない場合には、顔を合わせざるをえなくなるため、関係性は考慮に入れるべきであり、また、関係性から父母独自での交流が難しい場合に、第三者の支援を得るなど、子どもが交流を望んだ場合に交流を実施できる機会を得る選択肢を担保すべきである。

第4 親以外の第三者による子の監護及び交流に関する規律の新設

1 第三者による子の監護

(1) 親以外の第三者が、親権者（監護者の定めがある場合は監護者）との協議により、子の監護者となることができる旨の規律を設けるものとし、その要件等について引き続き検討するものとする（注1、2）。

(2) 上記(1)の協議が調わないときは家庭裁判所が子の監護をすべき者を定めるものとする考え方について、その申立権者や申立要件等を含め、引き続き検討するものとする。

（注1）監護者となり得る第三者の範囲について、親族に限るとする考え方や、過去に子と同居したことがある者に限るとする考え方がある。

（注2）親以外の第三者を子の監護者と定めるには、子の最善の利益のために必要があることなどの一定の要件を満たす必要があるとの考え方がある。

【意見の趣旨】

(1) (2) いずれも反対する

【意見の理由】

親間の協議により、親以外の第三者が子の監護者を定めることが有益である事例として、父母の監護能力がやや不十分といった「親権制限をする程ではない」程度の課題を抱えた親を想定している。しかし、そのような親が子にとって適切な監護者を選ぶということは期待できない。そのため、第三者と親権者（監護者の定めがある場合は監護者）の協議によって、第三者をこの監護者として定めることができる規律は設けるべきではない。また、未成年養子縁組は、その効果として親以外の第三者に親権者が変更されるが、原則家裁の許可を要する。それと比較した場合、家裁の関与なく親以外の第三者に監護者を変更できるようにすることはバランスを欠く。

親族である第三者を監護者と定める審判については、現状、解釈によって一定の実績があり、それを規律化することについては、（注1）第三者の範囲や（注2）の要件について限定する必要がある。しかし、その規律の仕方は難しく、不用意に規律化すると、形式的に要件を満たす者からの申立てを助長する恐れがある。親の監護能力を低く見積もった第三者から不用意に監護者を定める旨の申立てをされることは、結果的により監護環境を不安定なものとする恐れがあるため、明文化せず引き続き解釈による対応とすべきである。

2 親以外の第三者と子との交流

(1) 親以外の第三者が、親権者（監護者の定めがある場合は監護者）との協議により、子との交流をすることができる旨の規律を設けるものとし、その要件等について引き続き検討するものとする（注1、2）。

(2) 上記(1)の協議が調わないときは家庭裁判所が第三者と子との交流について定めるものとする考え方について、その申立権者や申立要件等を含め、引き続き検討するものとする。

（注1）子との交流の対象となる第三者の範囲について、親族に限るとする考え方や、過去に子と同居したことがある者に限るとする考え方がある。

（注2）親以外の第三者と子との交流についての定めをするには、子の最善の利益のために必要があることなどの一定の要件を満たす必要があるとの考え方がある。

【意見の趣旨】

(1) (2) いずれも反対する。

【意見の理由】

親子間の交流にあたっては子の利益を最も優先して考慮しなければならない。その施策の検討にあたっては、常に「子どもの視点、子どもの利益」に立脚すべきである。赤石委員提出資料1（家庭裁判所の子の監護に関する手続きを経験した人への調査結果ならびに家庭裁判所への要望）には以下のような記載がある。

「家庭裁判所の調停や調査では、中立ではなく、同居親（主に母親）に対して面会交流などで譲歩を促す非対称性や、子どもが拒否していても面会交流を促している実情が明らかになった。」

子は、親からの愛情や情緒的つながりを持ち続けることで、安心感を得ることができ、自己肯定感を持つことにつながる。また、子自身が親の離婚と自身の人生を切り分け、アイデンティティを確立する意味でも、子が求める限り、親との交流は重要である。その一方で、生活を異にする別居親との交流は、実の親ですら子にとって負担になる面も少なからずある。そんな中、親以外の第三者との面会交流に関する規律を設けては、いたずらに子の負担が増えるばかりであり、論外としか言いようがない。第三者との交流を子が必要と感じて望むのであれば、子が自ら交流を求める。そのため、このような規律を設ける必要はない。

なお、仮に限定的に認めるとしても規律の仕方が難しく、（注1）にあるような要件を設けたとしても、親等数といった客観的な要件を設ければ、様々なケースが想定されるであろう「長年にわたって形成してきた愛着関係」には対応できないものとなる。また、同居を要件とした場合には「何をもって同居というのか」、「同居相当の行き来があった」といった主張により結局子の負担を増やすことになることが想定される。

第5 子の監護に関する事項についての手続に関する規律の見直し

1 相手方の住所の調査に関する規律

子の監護に関する処分に係る家事事件手続において、家庭裁判所から調査の嘱託を受けた行政庁が、一定の要件の下で、当事者の住民票に記載されている住所を調査することを可能とする規律（注1、2）について、引き続き検討するものとする（注3）。

（注1）調査方法としては、行政庁が、住民基本台帳ネットワークシステムを利用して調査するとの考え方がある。

（注2）当事者は、家庭裁判所又は行政庁が把握した住所の記載された記録を閲覧することができないとの規律を設けるべきであるとの考え方がある。

（注3）相手方の住民票に記載されている住所が判明したとしても、相手方が当該住所に現実に居住しているとは限らないために居住実態の現地調査が必要となる場合があり得るところであり、こういった現地調査に係る申立人の負担を軽減する観点から、例えば、公示送達の手続きの要件を緩和すべきであるとの考え方がある。他方で、公示送達の活用については相手方の手続保障の観点から慎重に検討すべきであるとの考え方もある。

【意見の趣旨】

本文につき、賛成する。

（注1）につき、賛成する。

（注2）につき、賛成する。

（注3）につき、要件を緩和することに賛成する。

【意見の理由】

子の監護に関する家事事件の申立てをする際、未成年の子の父母が別居している場合が割合としては多く、父母の一方が他方の住所を知らないことは多々有り得ると思われる。当事者が自ら申立てをする際には、住基法上、申立ての際には相手方の住民票又は戸籍の附票を取得することは可能とされているが、当事者が行政庁の窓口で対応することが困難なことは想像に容易く、当事者の負担軽減のため、本文及び（注1）については賛成する。

その際、家庭裁判所又は行政庁が把握した住所については当事者が閲覧できてしまう場合、安易に相手方住所を知りうるために利用され、当事者が暴力（DV）などの被害者であった場合、二次的な被害にあう可能性も否定できないため、（注2）についても賛成する。

（注3）については、公示送達の手続きの要件を緩和すべきである。公示送達については、現地調査に関する資料の提出を求められる場合がほとんどである。当事者が実際に現地に向かう必要もあり、また当事者同士が会う可能性もあり、経済的、心理的な負担が大きい。よって、家庭裁判所の調査嘱託などを活用し、当事者の負担軽減を図るべきである。

2 収入に関する情報の開示義務に関する規律

養育費、婚姻費用の分担及び扶養義務に関して、当事者の収入の把握を容易にするための規律について、次の考え方を含めて、引き続き検討するものとする。

(1) 実体法上の規律

父母は、離婚するとき（注1）に、他方に対して、自己の収入に関する情報を提供しなければならないものとする。

(2) 手続法上の規律

養育費、婚姻費用の分担及び扶養義務に関する家事審判・家事調停手続の当事者や、婚姻の取消し又は離婚の訴え（当事者の一方が子の監護に関する処分に係る附帯処分を申し立てている場合に限る。）の当事者は、家庭裁判所に対し、自己の収入に関する情報を開示しなければならないものとする（注2）

（注1）婚姻費用の分担に関し、離婚前であっても、一定の要件を満たした場合には開示義務を課すべきであるとの考え方がある。

（注2）当事者が開示義務に違反した場合について、過料などの制裁を設けるべきであるとの考え方がある。

【意見の趣旨】

（1）につき、賛成する。

（2）につき、賛成する。

（注1）につき、賛成する。

（注2）につき、賛成する。

【意見の理由】

養育費、婚姻費用の分担及び扶養義務に関して、権利者及び義務者の双方の収入等に基づいて算定するため、自己の収入に関する情報を共有しなければ、適正な判断が出来ないため、（1）（2）（注1）（注2）につき、いずれも賛成する。

（注1）について、婚姻費用の分担において、婚姻中に別居している場合にも、子の監護に要する費用の請求をすることが出来るため、情報の開示は必要である。また、（注2）について、子の利益のために、適正な養育費、婚姻費用を算出することは必要であり、情報の開示を強制する意味は大きく、制裁を設ける必要はある。

3 親子交流に関する裁判手続の見直し

(1) 調停成立前や審判の前の段階の手続

親子交流等の子の監護に関する処分の審判事件又は調停事件において、調停成立前又は審判前の段階で別居親と子が親子交流をすることを可能とする仕組みについて、次の各考え方に沿った見直しをするかどうかを含めて、引き続き検討するものとする（注1）。

ア 親子交流に関する保全処分の要件（家事事件手続法第157条第1項〔婚姻等に関する審判事件を本案とする保全処分〕等参照）のうち、急迫の危険を防止するための必要性の要件を緩和した上で、子の安全を害するおそれがないことや本案認容の蓋然性（本案審理の結果として親子交流の定めがされるであろうこと）が認められることなどの一定の要件が満たされる場合には、家庭裁判所が暫定的な親子交流の実施を決定することができるものとするとともに、家庭裁判所の判断により、第三者（弁護士等や親子交流支援機関等）の協力を得ることを、この暫定的な親子交流を実施するための条件とすることができるものとする考え方（注2、3）

イ 家庭裁判所は、一定の要件が満たされる場合には、原則として、調停又は審判の申立てから一定の期間内に、1回又は複数回にわたって別居親と子の交流を実施する旨の決定をし、【必要に応じて】【原則として】、家庭裁判所調査官に当該交流の状況を観察させるものとする新たな手続（保全処分とは異なる手続）を創設するものとする考え方

(2) 成立した調停又は審判の実現に関する手続等

親子交流に関する調停や審判等の実効性を向上させる方策（執行手続に関する方策を含む。）について、引き続き検討するものとする。

（注1）調停成立前や審判前の段階での親子交流の実施に関する規律については、本文のような新たな規律を設けるのではなく現行の規律を維持すべきであるとの考え方や、家庭裁判所の判断に基づくのではなく当事者間の協議により別居親と子との親子交流を実現するための方策を別途検討すべきであるとの考え方もある。

（注2）親子交流に関する保全処分の要件としての本案認容の蓋然性の有無を判断するに際して、子の最善の利益を考慮しなければならないとの考え方がある。また、親子交流に関する保全処分の判断をする手続（本文の(1)アの手続）においても、家庭裁判所が、父母双方の陳述を聴かなければならず、また、子の年齢及び発達の程度に応じてその意思を考慮しなければならないものとする考え方がある。本文の(1)イの手続についても、同様に、父母双方の陳述や子の意思の考慮が必要であるとの考え方がある。

（注3）本文(1)アの考え方に加えて、調停又は審判前の保全処分として行われる暫定的な親子交流の履行の際にも、家庭裁判所が、家庭裁判所調査官に関与させることができる

【意見の趣旨】

(1) ア、(2) について、反対する。

(1) イについて、賛成する。

【意見の理由】

子の最善の利益をはかるために、安全・安心な親子交流を行うこと、もしくは親子交流を行わないことを調停または審判にて決定していくには、さまざまな点を考慮する必要があり、慎重にその過程を経ていく必要がある。

(1) アにおいて、安全・安心な親子交流をするにあたり、親子交流に関する保全処分の要件である急迫の危険を防止するための必要性の要件を緩和することは、安全・安心であることに逆行している。また、親子交流は、子どもの権利条約第9条における、両親と直接の接触を維持する子の権利であるため、父母の一方当事者の申し立てにより一方的に面会を強制されることにはなじまない。また、子の安全を害するおそれがないことや本案認容の蓋然性（本案審理の結果として親子交流の定めがされるであろうこと）が認められる場合において、いわゆる試行的面会交流を行うことについては、保全処分の中で行わず、本案の中で手続きをなしていくべきと考える。

調停又は審判の後には、父母双方により交流が行われていくところ、現実的な条項による取り決めがなされるべきであるため、(1) イにおける、試行的面会交流は面会交流の取り決めの判断を行うためには極めて重要であるため、制度化・明文化すべきと考える。その際、実現性を担保するためにも裁判官の決定により原則的に試行的面会交流を実施すべきである。

また、交流中や、その前後での子の意思、意向の変動を的確に把握するためにも、原則として、家庭裁判所調査官に当該交流の状況を観察させ、慎重にその交流について検討すべきである。また、そもそも、試行的面会交流を実施するにあたっては、事前に、家庭裁判所調査官によって子どもの意思、意向を確認する機会を設けるべきである。

なお、家庭裁判所内での試行的面会交流は、面会場所の特殊性や遊びの制約など、通常の親子交流の場と本質的に異なっている。このため、家庭裁判所外での試行的面会交流も実施されるべきであるし、その場合には、裁判官の決定により、家庭裁判所の調査官のみならず、第三者支援機関など第三者も関与できるよう制度化していくべきと考える。

仮に、決定が難しいのであれば、現在、運用で一部実施をされている、同居親の同意を要件に実施されるべきと考える。

4 養育費、婚姻費用の分担及び扶養義務に係る金銭債権についての民事執行に係る規律

養育費、婚姻費用の分担及び扶養義務に係る金銭債権についての民事執行において、1回の申立てにより複数の執行手続を可能とすること（注1）を含め、債権者の手続負担を軽減する規律（注2）について、引き続き検討するものとする。

（注1）1回の申立てにより、債務者の預貯金債権・給与債権等に関する情報取得手続、財産開示手続、判明した債務者の財産に対する強制執行等を行うことができる新たな制度を設けるべきであるとの考え方がある。

（注2）将来的に、預金保険機構を通じて、相続人等の利用者が、金融機関に対し、被相続人等の個人番号（マイナンバー）が付番された口座の存否を一括して照会し、把握することが可能となる仕組みが整備されることから、民事執行法における預貯金債権等に係る情報の取得手続においても、当該仕組みを利用するなどして、裁判所が複数の金融機関に対する債務者の預貯金債権に関する情報を、一括して探索することができる制度を設けるべきであるとの考え方などがある。

【意見の趣旨】

本文につき、賛成する。

（注1）につき、賛成する。

（注2）につき、反対する。

【意見の理由】

（注1）について、補足説明記載のとおり、養育費、婚姻費用の分担及び扶養義務に係る債権者である者にとって、自ら債権執行の申立書などの民事執行手続に係る書類を作成することは、非常に負担が重い。また、1回の申立により複数の執行手続を可能とすることは、一番に優先すべき子の利益を保護することにもつながる。債務者の手続保障の観点から慎重にすべきという意見はあるが、それは1回の申立によりできるかどうかにかかるとはではなく、1回であっても複数回の申立であっても保障すべきものであり、債権者の負担軽減の点で比較検討すべきではない。

この点、（注2）につき、マイナンバーを利用し、民事執行法における預貯金債権に係る情報取得手続においても、口座の存否を一括して照会することにより、養育費、婚姻費用の分担及び扶養義務に係る債権者である者にとってさらに負担軽減になることは間違いなく、また現実的な債権回収にもつながるであろう。しかし、一方でマイナンバーによる一括管理に関して、国民の間でも未だ不信感がある中で、私人間の権利義務に係る民事執行手続に利用することとするのは、慎重にすべきであるし、時期尚早であるとする。確かに、第三者からの情報取得制度では、債権回収の実効性において不十分な面があることは否めないが、その点は、別途検討すべきとも考える。

5 家庭裁判所の手続に関するその他の規律の見直し

- (1) 子の監護に関する家事事件等において、濫用的な申立てを簡易に却下する仕組みについて、現行法の規律の見直しの要否も含め、引き続き検討するものとする。
- (2) 子の監護に関する家事事件等において、父母の一方から他の一方や子への暴力や虐待が疑われる場合には、家庭裁判所が当該他の一方や子の安全を最優先に考慮する観点から適切な対応をするものとする仕組みについて、現行法の規律の見直しの要否も含め、引き続き検討するものとする。

【意見の趣旨】

- (1) につき、申立人の手続保障が確保される限りにおいて賛成する。
- (2) につき、賛成する。

【意見の理由】

(1) 子の監護に関する家事事件の申立てが濫用的になされた場合の相手方当事者の負担等に鑑み、現行法の規律の見直しについて賛成する。但し、一方において、簡易却下が過度に適用されると、かえって申立人の権利を侵害することになるため、申立人の手続保障の観点から基準の明確化などの検討を引き続き求める。

(2) 父母の一方から他の一方や子への暴力や虐待が疑われる場合には子の安全を最優先に考慮する観点から適切な対応をするものとする仕組みが必要であり引き続き検討を求める。

第6 養子制度に関する規律の見直し（注1）

1 成立要件としての家庭裁判所の許可の要否

未成年者を養子とする普通養子縁組（以下「未成年養子縁組」という。）に関し、家庭裁判所の許可の要否に関する次の考え方について、引き続き検討するものとする（注2）。

【甲案】家庭裁判所の許可を要する範囲につき、下記①から③までのいずれかの方向で、現行法の規律を改める。

- ① 配偶者の直系卑属を養子とする場合に限り、家庭裁判所の許可を要しないものとする。
- ② 自己の直系卑属を養子とする場合に限り、家庭裁判所の許可を要しないものとする。
- ③ 未成年者を養子とする場合、家庭裁判所の許可を得なければならないものとする。

【乙案】現行民法第798条〔未成年者を養子とする縁組〕の規律を維持し、配偶者の直系卑属を養子とする場合や自己の直系卑属を養子とする場合に限り、家庭裁判所の許可を要しないものとする。

（注1）養子制度に関する規律の在り方は、上記第2の1記載の離婚後に父母双方が親権者となり得る規律の在り方と密接に関連するため、相互に関連付けて整合的に検討すべきであるとの指摘がある。

（注2）未成年養子縁組の離縁時にも家庭裁判所の許可を必要とすべきであるとの考え方がある。

【意見の趣旨】

甲案②に、賛成する。
(注2)につき、賛成する。

【意見の理由】

現行法においては、配偶者の直系卑属を養子とする場合および自己の直系卑属を養子とする場合に限り、家庭裁判所の許可を要しないとされている。しかし現実には、いわゆる連れ子養子の場合において、そのままでは血縁関係のない再婚相手と子に関し、結びつきを強めるという目的のためのために養子縁組を行い、当事者が養子縁組の持つ意味や法的効果を十分理解しておらず、本来であれば養子縁組において第一に考えるべき子の福祉という観点が置き去りにされているのではないかというケースが見受けられる。

よって、養子縁組の意味やその法的効果を認識してもらう機会を設け、子の福祉の適合性と養親としての適格性を判断するため、家庭裁判所の許可を要するべきであると考ええる。

なお、当該許可の有無を判断する基準の一つとして、養親になろうとする者が、養子縁組は子の福祉のためにあることを理解できるようなプログラムを受講できるような体制を提供することも検討すべきものと考ええる。

一方で、自己の直系卑属を養子とする場合においては、養子縁組の当事者には既に血縁関係が存在しており、単に結びつきを強めるという目的で養子縁組が利用される可能性は低いと思われるため、家庭裁判所の許可を得る必要はないと考える。

(注2)については、養親からの身勝手な理由で離縁がなされることを防止し、未成年の子の利益を確保するため、家庭裁判所の許可を要するべきであると考ええる。

2 未成年養子縁組に関するその他の成立要件

(上記1のほか) 未成年養子縁組の成立要件につき、父母の関与の在り方に関する規律も含めて、引き続き検討するものとする(注)。

(注) 試案の本文に明示しているもののほか、未成年養子縁組の成立要件に関する規律として、①未成年養子縁組に係る家庭裁判所の許可に係る考慮要素及び許可基準を法定すべきであるとの考え方や②法定代理人が養子となる者に代わって縁組の承諾をすることができる養子の年齢を引き下げ、または、一定以上の年齢の子を養子とする縁組をするためには当該子の同意を必要とするべきであるとの考え方などがある。

【意見の趣旨】

本文について賛成する。
(注)につき、①について反対する。

【意見の理由】

未成年養子縁組においては、個別の事情によって検討すべき項目も大きく異なり、これを法定することはふさわしくないと考える。また、法定すべきとの立場の考え方として、許可を得ようとする者の予見可能性に資するという意見があるようだが、そもそも未成年養子縁組に家庭裁判所の許可を要するとした趣旨は、未成年の子の福祉に害を及ぼすような不適切な縁組がなされることを未然に防ぐことであり、養親になろうとする者が許可を得やすくなる

よう配慮すべき性質のものではない。

3 養子縁組後の親権に関する規律

未成年養子縁組後の親権者に関する規律につき、以下の方向で、引き続き検討するものとする（注1、2）

- ① 同一人を養子とする養子縁組が複数回された場合には、養子に対する親権は、最後の縁組に係る養親が行う。
- ② 養親の配偶者が養子の実親である場合には、養子に対する親権は、養親及び当該配偶者が共同して行う。
- ③ 共同して親権を行う養親と実親が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方（注3）を親権者と定めなければならない。裁判上の離婚の場合には、裁判所は、養親及び実親の一方（注3）を親権者と定める。

（注1）試案の本文は、上記第2の1記載の離婚後に父母双方が親権者となり得る規律を導入するか否かに関わらず、すべからく未成年養子縁組について適用される規律を提案するものである。

（注2）実親の一方から、現に親権者である養親や他方の実親に対して、親権者変更の申立てをすることを認めるべきであるという考え方がある。

（注3）上記第2の1記載の離婚後に父母双方が親権者となり得る規律を導入した場合には、試案の本文にある「一方」を「一方又は双方」とすべきであるとの考え方がある。

【意見の趣旨】

本文につき賛成する。

（注3）については、離婚後の親権者は一方のみとするべきである。

【意見の理由】

（注3）については、先に第2の1に対する意見で述べたように、離婚後の親権者はその一方とすべきである。中間試案の補足説明を見ても明らかであるが、養子縁組によって当然に親権を失う親が想定される等、共同親権を取った場合には親権をめぐる争いが生じることが懸念される。

4 縁組後の扶養義務に関する規律

未成年養子縁組後の実親及び養親の扶養義務に関する規律として、最後の縁組に係る養親が一次的な扶養義務を負い（当該養親が実親の一方と婚姻している場合には、その実親は当該養親とともに一次的な扶養義務を負う）、その他の親は、二次的な扶養義務を負うという規律を設けることにつき、引き続き検討するものとする。

【意見の趣旨】

4につき、反対する。

【意見の理由】

先に述べたが、現在の実務においては、いわゆる連れ子再婚において、単に再婚相手と子との結びつきを強めるために、養子縁組制度が利用されているケースが見受けられる。そのような場合、養親が養子の扶養義務を一次的に負うことを認識して養子縁組を行っているとは限らず、養親が扶養義務を履行しない場合、（その他の親が二次的な扶養義務を負うとしても）子の福祉に反する結果となる恐れがある。

また、仮に一次的な扶養義務者が経済的な困窮に陥った場合、子などが二次的な扶養義務者に対して扶養を求めても、一次的な扶養義務者の無資力を子などが疎明する必要があるといった運用になる恐れもあり、子などに過度な負担をかける可能性がある。

さらに言えば、一次的、二次的という、あたかも扶養義務に軽重があるような規定によって、二次的な扶養義務しか負わないとされた実親や養親と子との繋がりが断たれたる恐れがある。

本規定は養育費減額の根拠として主張される懸念がぬぐえず、子の福祉という観点から到底容認できない。養親・実親に関わらず、全ての親が一次的な扶養義務を負うとした方が、子の福祉に資するものと考ええる。

第7 財産分与制度に関する規律の見直し

1 財産分与に関する規律の見直し

財産の分与について、当事者が、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求した場合には、家庭裁判所は、離婚後の当事者間の財産上の衡平を図るため、当事者双方がその協力によって取得し、又は維持した財産の額及びその取得又は維持についての各当事者の寄与の程度、婚姻の期間、婚姻中の生活水準、婚姻中の協力及び扶助の状況、各当事者の年齢、心身の状況、職業及び収入その他一切の事情を考慮し、分与させるべきかどうか並びに分与の額及び方法を定めるものとする。この場合において、当事者双方がその協力により財産を取得し、又は維持するについての各当事者の寄与の程度は、その異なることが明らかでないときは、相等しいものとする。

【意見の趣旨】

賛成する。

【意見の理由】

財産分与について、離婚後の当事者間の財産上の衡平を図るため、一切の事情を考慮し、分与させるべきかどうか並びに分与の額及び方法を定めることに賛成する。

補足説明の（注6）に記載された稼働能力については、婚姻継続中、出産や育児等にあたり、当事者双方のキャリア形成には、プラスマイナス含め当然に何らかの影響があり、離婚時の稼働能力に反映される。このため、当然に財産分与の考慮要素になるものと考ええる。

稼働能力の喪失・低下について、非常に細かく算定する必要がある場合の負の影響についての指摘もあるが、一方当事者のみが稼働能力の喪失・低下を負担した場合や、一方当事者の支援により他方当事者の稼働能力が向上した場合、その影響を考慮しないのは当事者間の

財産上の衡平に反する。特に稼働能力向上は、補償や損害賠償請求にはなじまず、財産分与の考慮要素とするのが妥当と考える。

稼働能力への影響を考慮要素として明示するために、稼働能力の喪失・低下の算定方法も含めた検討を希望する。当事者間の財産上の衡平を図るために、現在の実務にとらわれず、補足説明にも記載された補償や扶養も含め、考慮化する要素の範囲について拡充する方向での検討を要望する。

2 財産分与の期間制限に関する規律の見直し

財産分与の期間制限に関する民法第768条第2項ただし書を見直し、【3年】【5年】を経過したときは、当事者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができないものとするほかは、現行法のとおりとする。

【意見の趣旨】

期間制限を【3年】と変更することに賛成する。

【意見の理由】

財産分与の期間期限は、離婚後の紛争の早期解決に資する面のあると指摘があるが、不法行為による損害賠償請求権の時効についても同様である。

財産分与の期間期限について、不法行為による損害賠償請求権の時効よりも短期とする理由は見当たらない。また、財産分与の期間期限が経過しても、不法行為による損害賠償請求権の時効が完成しなければ、紛争は期間の経過の身では完結しない。このため、財産分与の期間制限については、不法行為による損害賠償請求権の時効に準じ、3年と変更することに賛成する。

3 財産に関する情報の開示義務に関する規律

財産分与に関して、当事者の財産の把握を容易にするための規律について、次の考え方を含めて、引き続き検討するものとする。

(1) 実体法上の規律

夫婦は、財産分与に関する協議をする際に、他方に対して、自己の財産に関する情報を提供しなければならないものとする。

(2) 手続法上の規律

財産分与に関する家事審判・家事調停手続の当事者や、婚姻の取消し又は離婚の訴え（当事者の一方が財産の分与に関する処分に係る附帯処分を申し立てている場合に限る。）の当事者は、家庭裁判所に対し、自己の財産に関する情報を開示しなければならないものとする（注）。

（注）当事者が開示義務に違反した場合について、過料などの制裁を設けるべきであるとの考え方がある。

【意見の趣旨】

（1）につき、賛成する。

（2）につき、賛成する。

(注)につき、賛成する。

【意見の理由】

1に記載のとおり、離婚後の当事者間の財産上の衡平を図る必要があるが、自己の財産に関する情報を互いに提供する必要しなければ、衡平か否かを判断できないので、(1)および(2)について賛成する。

なお、この場面で開示が必要となる財産は、婚姻後に取得した財産に限定すべきであるとの指摘が補足説明にもあるが、最終的には婚姻前の財産か否かの判断が必要であり、非開示のままではその判断もできないことから、婚姻前に取得した財産についても開示する必要があるものとする。

また、手続法上の開示義務である(2)のみ定めれば足りるのではないかとの考え方もあり得ると補足説明にあるが、裁判上の手続き上でなければ開示義務はないと解釈されると迅速な解決が遠のく恐れがあるため、(1)も定める必要があるものとする。

(注)につき、離婚調停の現場において、相手方配偶者からは生活費のみを受領しており、相手方の収入及び預貯金は全く分からないと回答する当事者が一定数存在する。このため、財産上の衡平を図る意味でも調停を迅速に進める意味でも、双方が財産に関する情報を提供する異議は大きく、制裁を設ける必要性はあるものとする。

第8 その他所要の措置

第1から第7までの事項に関連する裁判手続、戸籍その他の事項について所要の措置を講ずるものとする(注1、2)。

(注1) 夫婦間の契約の取消権に関する民法第754条について、削除も含めて検討すべきであるとの考え方がある。

(注2) 第1から第7までの本文や注に提示された規律や考え方により現行法の規律を実質的に改正する場合には、その改正後の規律が改正前に一定に身分行為等をした者(例えば、改正前に離婚した者、子の監護について必要な事項の定めをした者、養子縁組をした者のほか、これらの事項についての裁判手続の申立てをした者など)にも適用されるかどうかの問題となり得るところであるが、各規律の実質的な内容を踏まえ、それぞれの場面ごとに、引き続き検討することとなる。

【意見の趣旨】

(1) 本文につき、賛成する。所要の措置にあたっては、以下の各事項について特に優先的に実施すべきである。

① 本試案中の各事項についての具体的規律の立案にあたっては、配偶者からの暴力や父母による虐待がある事案に適切に対応することができるようにする。

② 子育てやひとり親に関する税制、社会保障施策、貧困対策、教育支援、就労支援、法教育等の総合施策として、省庁横断的な検討及び多職種による連繋体制の構築と改善プログラムの策定をする。

③ 裁判所の研修及び人員体制の強化をするほか、準公的機関の新設を含めた組織改編と躊

踏なき予算措置をとる。

(2) (注1)につき、夫婦間の契約の取消権に関する民法第754条は削除すべきである。

【意見の理由】

(1) 所要の措置にあたって、以下の各事項について特に優先的に実施すべきである。

①について

既に前注2に対する意見で述べたところであるが、本試案中の各事項の実施にあたっては、DVや虐待事案における適切な対応が不可欠であり、事案の見極めと適切な対応がなされなければ、かえって子の最善の利益に反することとなる。よって、注意書きとしてではなく、本文中に記載することで、責任ある答申とするべきと考える。

②について

離婚後の子ども養育等を巡る諸問題（子どもの貧困問題、養育費不払い問題や面会交流の適切な実施等）の解決にあたっては、民事基本法制の見直しだけでは不十分である。貧困が拡大する我が国の現状においては、権利者のみならず、義務者も経済的に困窮しているケースも多い。ひとり親世帯の貧困問題解決においては、養育費支払い確保だけに着目するのではなく、給付制度の拡充やサービスの無償化などの福祉施策、生活保護制度の柔軟な運用、非正規労働による低収入の解消など、ひとり親世帯の貧困解消のため、総合的な施策をもって対応すべきである。意見の趣旨に記載した各種支援施策の総合的なアプローチが不可欠であり、国は子の養育責任を親のみに課して、自助に頼ることで公助を後退させるようなことは、自己責任社会、弱者切り捨て社会を招くものであり、断じてあってはならない。

また、解決に当たっては、法改正によるほか、現場での対応が必要であるところ、各職能が個々に対応に当たるのではなく、国、自治体、法律職能、心理職、福祉職等が連携し、かつ、総合的な相談窓口の設置と解決のためのプログラム策定が望ましい。この点、過去に多重債務問題が社会問題化した際に、内閣に設けられた「多重債務者対策本部」において策定された「多重債務問題改善プログラム」における国、自治体、法律職能が連繋して実施された各種施策により多重債務者数が激減したが、こうした取り組みを参考にするべきである。

③について

裁判所における調停委員の中には、離婚事件への対応において、個人の価値観を当事者に押しつけるような調停進行をする者が見受けられる。そのために適切かつ納得感ある合意形成ができず、結果として調停条項の不履行につながっているケースもあるとの報告もある。調停委員の選定プロセスの見直しや研修体制の強化を図るべきである。

また、今般の見直しにおいて、裁判所の利用が増加することが予想されるが、既に裁判所の業務は多忙を極めている。後見監督事件の処理など、司法の役割が今後ますます増える中で、大規模な人員体制の強化策が不可欠となる。一方では、準司法とも言うべき一部機能の民間へのアウトソーシングも検討しなければならない。この準司法サービスを担う準公的機関には、民間の法律職、心理職、支援職などの各種専門家を職員に起用し、民間の知見を活かして、市民が必要とする機能を備える必要がある。持続可能な法制度の実施のため、国は準公的機関の新設を含めた組織改編と躊躇なき予算措置をとるべきである。

この準公的機関の概要は次のとおりである。

ア、組織を構成する各実務専門家として、以下の者が考えられる。

- ・裁判官、弁護士、司法書士等の法律分野の実務家

- ・調停委員経験者
- ・家庭裁判所調査官経験者、児童心理司等の心理学、社会学、教育学、社会福祉学といった行動科学等の実務家
- ・面会交流支援機関等のひとり親支援分野の実務家
- ・保育士、教師等の子どもを育成する分野の実務家

イ、事案ごとに、上記の各実務専門家が混成するチームを作り、チーム会議における支援方針に従って、子どもとその保護者を支援する。たらい回しにならないよう、事案ごとの進行管理機能を事務局が担い、既存の支援機関と連携して支援する。

ウ、第3の2（1）甲②案における父母間の定めの確認及びそれに対する相談や支援、離婚前後の当事者やひとり親世帯に対する各種相談、就労支援、福祉資金貸付、カウンセリング、面会交流実施支援、配偶者からの暴力（DV）や虐待からの避難といった各種部門を併設又は既存機関と連携し、離婚前後及びひとり親支援の専門機関として、トータルな支援を受けられるようにする。

エ、完全な民間機関ではないが、行政から一定の距離を保ち独立的な行動ができる権限を持つ。但し、第3の2（1）甲②案における父母間の定めを確認し、債務名義化する権限を持つことから、裁判官を常駐させるなど、家庭裁判所が関与する。

オ、運営資金は国税、国民からの支援金、利用料（父母間の定め確認は義務化によるものなので無料又は限りなく低廉な金額とし、その他の利用料は収入要件により減額、免除がある）とする。

この専門機関は子どもの生命、身体、人権を守ることを第一義として今回の改正法による各事項を適切に運営するための重要な手段であると考ええる。

（2）本試案の補足説明にあるとおり、民法第754条に定める夫婦間の契約の取消権は実質的に役割を終えているため、同条を削除すべきである。

以上

役員幹事及び単位青年会代表者の皆様へ

全青司では、本意見書のとりまとめにあたっての集中合宿を下記の要領で実施します。

家族法制パブコメにご興味のある方、単位青年会で意見書作成する予定だけど、全青司がどんな議論しているのか気になる代表者、担当役員の方など、気軽にご参加いただけます。また、役員会での協議時間が限られているので、もっとじっくり意見言いたい役員幹事の方も大歓迎！

日にち：令和5年1月28日（土）と1月29日（日）の2日間

時 間：両日とも 午前の部 10：00～13：00 午後の部 14：00～17：00

形 式：zoomによるWEB会議

参 加：1日だけでも、午前・午後の部片方だけでも、ご都合のよい時でOK

※参加ご希望の方は、民法・不動産登記等研究委員会 田邊委員長まで

参加希望日と時間帯を明記の上、メールにてお申し込みください。

EMAIL：info@tanabe-ishinomaki.jp